



平成28年版

仙台市消防概況



仙台市消防局

目 次

仙台市消防のあらまし

仙台市の地勢、気象、人口	1
仙台市消防局・消防署所等の配置	3
組織及び主な事務分掌	4
消防署所別面積、人口及び世帯数	5
消防局及び消防署所等の所在地一覧	6

業 務 概 要

消防予算	7
平成28年度当初予算の概要	7
主な事務事業の概要	8
過去5年間の歳出決算額	8
消防職員	9
職員の配置状況	9
職員研修の状況	9
広 報	10
主な広報活動	10
マスコットキャラクター	10
地震防災アドバイザー	10
消防音楽隊	11
消防音楽隊の活動	11
警 防	13
警防業務の実施体制	13
出火の状況及び火災による損害額	13
出火原因	14
主な出火原因	14
火災種別出火件数	14
消防隊の出場状況	14
消防隊の訓練実施状況	15
緊急消防援助隊	15
救 助	16
救助業務の実施体制	16
事故種別救助隊出場件数及び活動の状況	16
救助隊の訓練実施状況	16
国際消防救助隊（I R T）	16
航空消防	17
航空消防業務の実施体制	17
消防ヘリコプターの災害種別出場状況	17

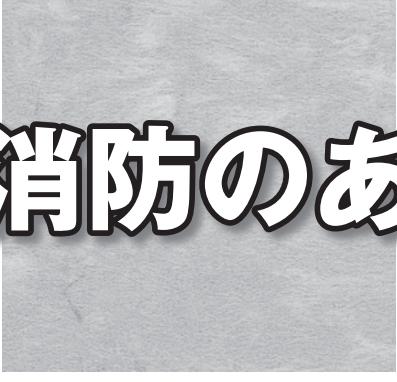
航空消防活動訓練の実施	17
水 防	18
主な水防実施機関とその任務	18
指定水防区域	18
救 急	19
救急業務の実施体制	19
救急出場件数及び搬送人員の状況	19
事故種別傷病程度別搬送人員	19
救急隊員に対する教育訓練	19
メディカルコントロールシステム整備	20
市民に対する応急手当の普及啓発	20
仙台市救急ステーション	20
PA連携(消防ポンプ車(Pumper)と救急車(Ambulance)の連携)運用	21
応急手当協力事業所表示制度 (杜の都ハートエイド)	21
指 令	22
総合防災情報システム	22
通信設備	23
有線系統図	25
無線系統図	26
映像伝送システム系統図	27
危機管理・防災	28
防災計画	28
危機対応組織	28
防災行政用無線	28
コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の整備	29
避難所・避難場所の整備	29
災害救助物資の備蓄	30
津波避難施設の整備	30
防火管理・消防用設備等の規制	31
防火対象物の実態	31
立入検査	32
防火管理者	32
統括防火・防災管理者	33
防火対象物定期点検報告制度	34
ホテル・旅館等に係る表示制度	34

防災管理	35
防災管理の状況	35
防火管理講習等	36
防火管理に関する講習	36
防災管理及び自衛消防業務に関する講習	36
消防同意	37
消防同意の状況	37
危険物規制	39
危険物施設	39
石油コンビナート等特別防災区域の現況	39
火薬類取締	40
火薬類施設	40
立入検査	40
高圧ガス規制	41
高圧ガス事業所	41
立入検査	41
住民等の自主防災活動	42
地域の自主防災活動	42
仙台市地域防災リーダー	42
家庭を中心とした自主防災活動	42
少年・少女を中心とした自主防災活動	42
消防団	43
消防団の組織	43
消防団員の定員・現員	43
消防相互応援協定等	44
消防相互応援協定等の締結状況	44
防災に関する応援協定等	48
防災に関する応援協定等の締結状況	48
林野火災資機材の配置状況	74
消防資機材の配置状況	76
水防資器材及び水防工具類の配置状況	80
火災の発生状況	82
四季別出火件数	82
月別出火件数	82
曜日別出火件数	82
署所別火災件数	83
建物火災火元用途別出火件数	84
住宅火災の出火箇所別件数	85
中高層建築物の出火階数別出火件数	85
覚知方法別出火件数	85
初期消火器具等の使用状況	85
出火原因	86
放火火災の種別出火件数・損害状況	86
建物火災の用途別・出火原因別件数	86
車両火災の出火原因別件数	87
その他火災の出火原因別件数	87
火災防御活動状況	87
月別活動状況	87
放水火災の平均活動状況	87
救助活動の状況	88
各区・地区別活動状況	88
事故種別出場人員・活動人員	88
気象警報等及び非常配備の発令状況	89
月別気象警報発表状況	89
月別津波警報等発表状況	89
月別非常配備発令状況	89
消防ヘリコプター及び離着陸場等の概要	90
消防ヘリコプターの諸元	90
主な装備	90
ヘリコプター離着陸場一覧	90
飛行場外離着陸場適地一覧表	91
災害種別出場状況	92
昭和23年以降の火災の状況	93
昭和23年以降の火災件数及び損害状況	93
昭和23年以降の原因別火災発生状況	94
救急隊数の推移	95
救急医療体制	95
初期救急医療機関	95
二次救急医療機関	95
三次救急医療機関	95

統計資料

沿革	59
消防力の推移	65
消防職員	66
階級別・年齢別消防職員数	66
職員勤続年数構成表	67
職員の表彰	68
職員の公務災害発生状況	69
職員の資格取得状況	69
保有車両の配置状況	70
消防水利の状況	72
資機材の状況	73
泡消火薬剤の備蓄状況	73

救急告示医療機関数	95	コミュニティ防災センターの概要	117
救急活動状況	96	各区のコミュニティ防災センター及び 簡易型防災資機材倉庫一覧	117
事故種別出場件数及び搬送人員	96	仙台市総合防災訓練参加状況	122
行政区別出場件数及び搬送人員	96	風水害による主な被害状況	122
曜日別事故種別出場件数	96	消防団	123
時間帯別事故種別出場件数	97	年令及び階級別消防団員数	123
年令区分別事故種別搬送人員	97	消防団員の表彰	124
発生場所別搬送人員	97	消防団員の入退団状況	125
居住地別事故種別搬送人員	97	消防団員の勤続年数	125
医療機関別搬送人員	98	消防団員報酬額	125
東北自動車道における救急応援実施状況	98	消防分団別人員及び装備の配置状況	126
救急隊別活動状況	99		
搬送者に対する応急処置実施状況	100	防災都市宣言	
全救急隊員による応急処置実施状況	100	東日本大震災への対応状況	
救急II課程修了者による拡大応急処置実施状況	100		
救急救命士による救急救命処置実施状況	100		
発足（昭和36年）以降の救急発生状況	101		
指令業務の状況	102		
119番等月別受付状況	102		
各種出場指令	102		
政令防火対象物の状況	103		
中高層建築物の状況	103		
消防用設備等設置状況	104		
予防関係事務処理状況	105		
各種届出等事務処理状況	105		
消防用設備等着工届出等処理状況	105		
危険物施設の状況	106		
危険物保安監督者選任状況	106		
予防規程認可状況	106		
危険物関係事務処理状況	107		
危険物関係申請・届出状況	107		
火薬類取締関係事務処理状況	108		
火薬類取締関係申請・届出状況	108		
公安委員会通報・意見聴取状況	108		
高压ガス・液石ガス法関係事務処理状況	109		
高压ガス法関係申請・届出状況	109		
液石ガス法関係申請・届出状況	110		
ガス事業法届出状況	110		
避難所・避難場所の概要	111		
各区の指定避難所一覧	111		
各区の地域避難場所一覧	116		
広域避難場所一覧	117		



仙台市消防のあらまし

仙台市の地勢、気象、人口

(1) 地勢

仙台市は明治22年の市制施行以来、7回にわたって周辺市町村を編入し、現在の面積は786.30km²で、政令指定都市の中では浜松市・静岡市・札幌市・広島市・京都市・岡山市に次いで第7位の広さとなっています。

位置は宮城県のほぼ中央にあり、東は太平洋に面し、北は東から西に沿って、七ヶ浜町、多賀城市、利府町、富谷町、大和町、色麻町の各市町に境し、西は山形県に接し、南は東から西に向かって、名取市、村田町、川崎町に隣接しています。

方 位	経・緯 度	地 名	距 離
東 端	141° 2' 48"	宮城野区港5丁目	東西 50.58km
西 端	140° 28' 10"	太白区秋保町馬場字岳山	
南 端	38° 10' 26"	若林区藤塚字須賀	南北 31.20km
北 端	38° 27' 18"	青葉区大倉字横川岳	

(2) 気象

太平洋に面した海洋性気候のために寒暖の差が少なく、また、冬に奥羽山脈を越して吹き付ける北西の風が乾いているために積雪が少ないのが特徴です。平年値で見ると、平均気温は12.4°C、月最高が8月の27.9°C、月最低が1月の-1.7°Cとなっています。また、年間降水量は1,254.1mmで、5月から10月までの半年間で年間の約7割を占めています。

平成27年の年間平均気温は13.7°Cで、年間降水量は1444.5mmでした。

市域の北端から西端にかけては、東北の脊梁と言われる奥羽山脈が走り、市域の最高地点を一角にもつ船形山（標高1,500m）をはじめ、標高1,000m級の山並が連なっています。その東には広い丘陵地が続き、その間を、七北田川、広瀬川、名取川が東流して太平洋に注ぎ、これら3河川の堆積によって形成された平野が、丘陵地の東側に広がっています。中流域には河岸台地や段丘が発達し、これらと丘陵地の一部は主として市街地、西部の山地と丘陵地は山林、東部の低地は主に農耕地となっています。

(3) 総人口

仙台市は、明治22年の市制施行以来、周辺市町村を編入しながら、戦時中などの一時的な減少を除けば、ほぼ一貫して人口を増加させてきました。とりわけ、東北の中核都市として確固たる地位を占めるに至った昭和40年代には著しい増加を示し、その後も着実に増加を続けて現在に至っています。

平成22年国勢調査における人口は1,045,986人で、前回調査（平成17年）と比較して20,888人、率にして2.0%の伸びとなっています。

また、仙台市の近年の人口動向の特徴として、自然増加数はゆるやかに下降しているものの、社会増加数が増加傾向となっており、その要因の1つとして東京圏や仙台都市圏への転出者数の大幅な減少があげられます。

(4) 年齢構造

人口年齢構造を、年齢（5歳階級）別の人口ピラミッド（平成22年10月1日現在、国勢調査結果による）でみると、全体的には張り出しが少なく、30代後半と60代前半のピークが2つあるひょうたん型をしています。

また、10年前の平成12年の人口ピラミッドとの比較によって年齢構造の変化を見ると、近年における高齢社会を反映し、高齢人口が大幅に増加する傾向を見せています。

つぎに、年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は12万7,660人、15～64歳の生産年齢人口は70万3,459人、65歳以上の老人人口は20万814人で、総

人口に占める割合はそれぞれ12.2%，67.3%，19.2%となっています。前回調査に対する増減率をみると、年少人口が8.8%，生産年齢人口が0.2%減少し、老人人口が24.1%の増加となっています。

(5) 世 帯

平成22年国勢調査における世帯数は465,260世帯で、前回調査と比較して25,681世帯、率にして5.8%増加しています。

また、1世帯当たりの人員は2.25人で、単身者世帯の増加などによって、年々世帯規模の縮小が進んでいます。

仙台市消防局・消防署所等の配置

	消防局	1
	消防署	6
	分署	3
	出張所	17
	救急ステーション	
—	区・署境界線	
.....	署境界線	



* 消防航空隊は仙台空港を活動拠点として、業務を行っています。

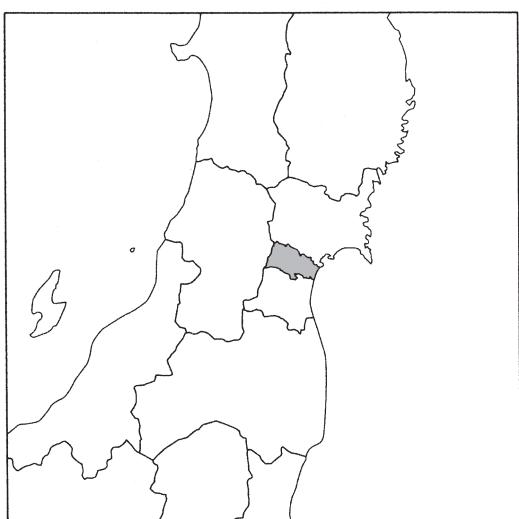


図-1 仙台市消防局・消防署所等の配置

(平成28年4月1日現在)

組織及び主な事務分掌

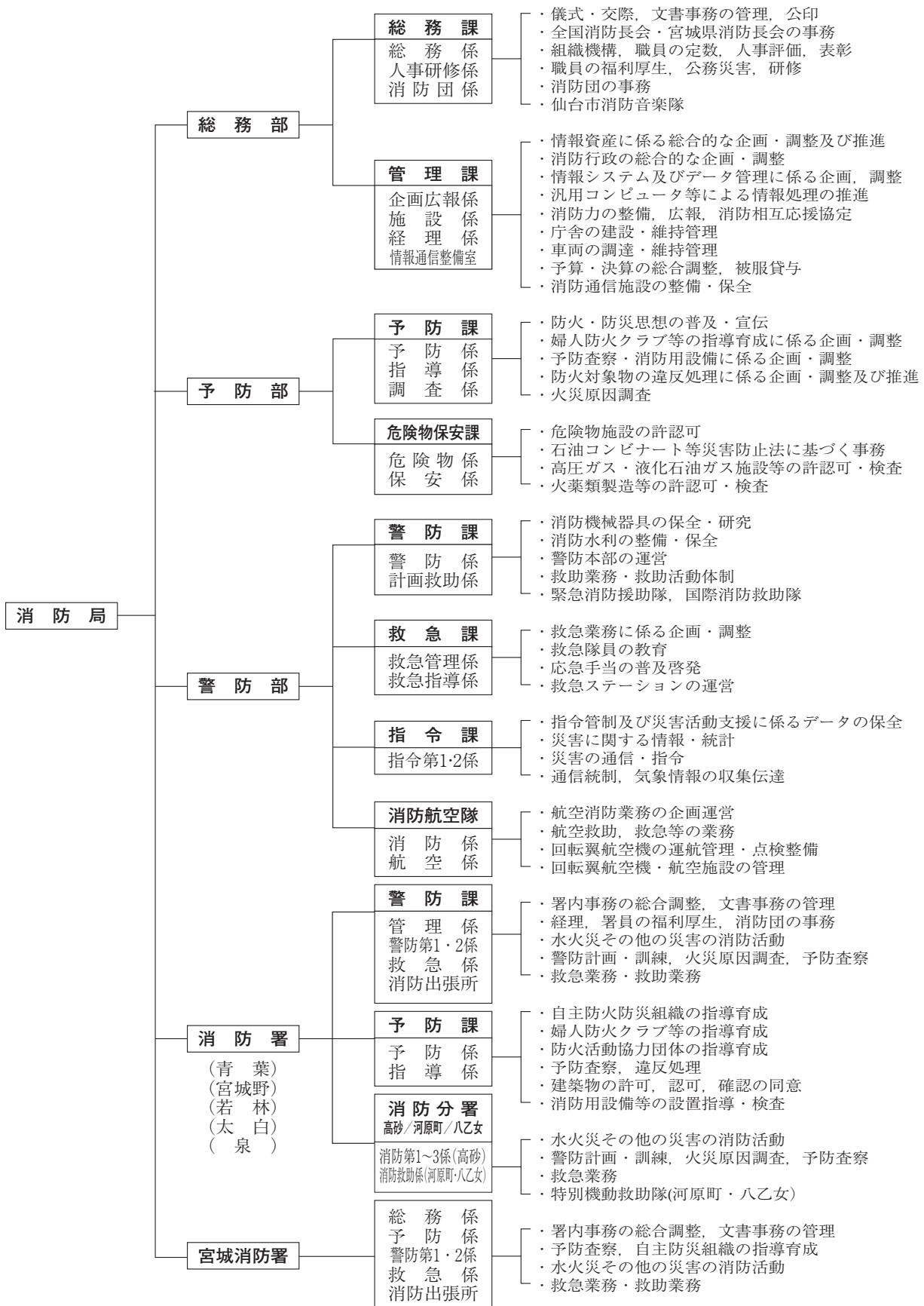


図-2 組織及び主な事務分掌

(平成28年4月1日現在)

消防署所別面積、人口及び世帯数

表－1 消防署所別面積、人口及び世帯数

(平成28年4月1日現在)

区分	面積(km ²)	人口(人)	世帯数(世帯)	人口密度(人/km ²)
青葉消防署合計	40	217,141	117,899	5,429
本署	4	39,628	22,709	9,907
国見	8	43,278	23,516	5,410
片平	14	31,058	17,931	2,218
小松島	6	47,889	26,420	7,982
荒巻	8	55,288	27,323	6,911
宮城野消防署合計	58	188,522	90,092	3,250
本署	8	33,199	16,529	4,150
高砂	28	52,060	23,158	1,859
岩切	12	24,397	10,204	2,033
鶴谷	6	44,264	21,110	7,377
原町	4	34,602	19,091	8,651
若林消防署合計	51	132,465	63,255	2,597
本署	25	62,980	29,216	2,519
河原町	5	42,202	23,006	8,440
六郷	21	27,283	11,033	1,299
太白消防署合計	228	226,242	102,021	992
本署	16	65,041	29,464	4,065
長町	9	59,067	26,782	6,563
中田	11	58,272	24,147	5,297
八木山	7	26,049	13,902	3,721
秋保	144	4,197	1,884	29
茂庭	41	13,616	5,842	332
泉消防署合計	147	215,795	92,714	1,468
本署	13	57,328	25,942	4,410
八乙女	14	67,307	30,870	4,808
松陵	7	27,450	11,891	3,921
高森	14	28,647	10,944	2,046
根白石	99	35,063	13,067	354
宮城消防署合計	262	73,139	29,611	279
本署	76	68,935	27,771	907
熊ヶ根	186	4,204	1,840	23
消防局合計	786	1,053,304	495,592	1,340

* 署所面積は概数です。また、小数点以下を省略したため市域面積と一致しません。
人口及び世帯数は平成28年4月1日現在の住民基本台帳に基づき算定しました。

消防局及び消防署所等の所在地一覧

表－2 消防局及び消防署所等の所在地一覧

(平成28年4月1日現在)

区分	所在地	構造	建築年	面積(m ²)	
				敷地	延べ
消防局	青葉区堤通雨宮町2番15号	SRC, RC造8/1	S 56	3,545.65	8,836.71
青葉	本署	RC造一部S造2/0	H 8	1,336.59	788.14
	国見	RC造一部S造2/0	S 63	1,086.18	851.40
	片平	RC造2/0	S 55	4,704.80	466.64
	小松島	RC造一部S造2/0	H 22	1,571.04	599.94
	荒巻	RC造一部S造3/0	S 58	5,086.74	3,078.98
宮城野	本署	RC造一部S造2/0	H 11	3,068.11	1,574.03
	高砂	S造2/0	H 27	1,465.07	752.28
	岩切	RC造2/0	H 20	1,422.51	796.11
	鶴谷	RC造3/0	H 6	898.00	743.71
	原町	RC造4/0	H 4	2,929.22	3,066.58
若林	本署	S造3/0	H 21	881.48	1,246.56
	河原町	RC造3/0	S 52	698.00	447.04
	六郷	RC造一部S造4/0	H 1	4,155.42	2,845.75
太白	本署	RC造一部S造2/0	H 14	1,499.00	992.94
	長町	RC造2/0	H 7	1,316.83	796.74
	中田	RC造2/0	H 25	1,459.65	749.91
	八木山	RC造2/0	H 5	2,573.60	559.38
	秋保	RC造一部S造2/0	H 6	1,011.01	486.07
	茂庭	RC造4/0	H 12	12,018.31	3,949.17
泉	本署	RC造2/0	H 22	1,539.02	1,430.46
	八乙女	RC造一部S造1/0	H 3	1,400.81	400.30
	松陵	RC造一部S造2/0	H 5	2,335.30	513.98
	高森	RC造一部S造2/0	H 17	1,353.05	765.35
	根白石	RC造2/0	H 9	3,495.88	2,159.70
宮城	本署	RC造一部S造2/0	H 4	1,500.00	520.57
	熊ヶ根	RC造2/0	H 26	653.66	754.40
救急ステーション	太白区あすと長町一丁目1番1号	S造2/0	H 5	3,909.00	1,399.81
消防航空隊	岩沼市下野郷字新拓160番地の1				

業務概要

消防予算

(1) 平成28年度当初予算の概要

消防費の平成28年度当初予算総額は143億6,015万円で、仙台市一般会計予算5,066億7,600万円に占める割合は2.8%となっています。

消防費の科目別内訳は、人件費、庁舎維持管理費、総合防災情報システム運営費等の消防費として120億8,809万円、消防団施設、装備整備費及び団員報酬等の消防団費として5億1,125万円、消防車両整備

費、消防水利整備費、庁舎施設・設備整備費等の消防施設費として17億5,379万円、火災予防対策等の防災対策費として590万円、水防資機材整備等の水防費として111万円です。

消防費の性質別内訳は、人件費109億9,600万円、事業費33億6,415万円となっています。

また、東日本大震災により被災した消防防災施設の災害復旧費は21億1,641万円となっています。

表－3 年度当初予算の比較

区分		27年度当初予算 (千円)	28年度当初予算 (千円)	対前年度比	
				金額(千円)	割合(%)
予算総額(企業会計を除く)		877,665,313	838,076,348	-39,588,965	95.5
一般会計総額		538,901,000	506,676,000	-32,225,000	94.0
消防費		15,814,460	14,360,159	-1,454,301	90.8
(対一般会計構成比)		2.9%	2.8%		
内訳	消防費	11,599,974	12,088,096	488,122	104.2
	消防団費	526,476	511,257	-15,219	97.1
	消防施設費	3,680,129	1,753,790	-1,926,339	47.7
	防災対策費	6,759	5,905	-854	87.4
	水防費	1,122	1,111	-11	99.0
災害復旧費		698,951	2,116,413	1,417,462	302.8

(2) 主な事務事業の概要

平成28年度は、被害を最小限に留めるための効率・効果的な消防活動の実施、メディカルコントロール体制の充実、防火対象物及び一般住宅における防火安全の確保対策、防災・減災対策の推進、大規模地震災害対策の推進、消防防災施設の早期復旧

などの諸課題に対応するため、「消防活動体制の充実」「救急業務実施体制の充実」「火災予防対策等の推進」「大規模災害等への対応」「東日本大震災からの復旧」「業務執行体制の充実」を基本方針として掲げ、各種事業を積極的に推進します。

表－4 主な事務事業の概要

事業名	概要	事業費(千円)
総合的な消防力の整備	東日本大震災や地下鉄東西線開業などに伴う都市構造の変化や、少子高齢化の進展等による救急需要の増加などに対応するため、消防署所の適正配置・消防活動体制の再編を行うとともに、消防車両・装備等、総合的な消防力の整備を図る。	721,116
円滑な通信・指令体制の確立	総合防災情報システムの更新業務を進めるとともに消防救急デジタル無線の安定稼働による通信運用設備の強化及び訓練・研修による通信指令技術の向上を図る。	438,740
消防団活動強化整備事業	地域の災害対応力の向上を図るため、コミュニティ消防センターや小型動力ポンプ付積載車等の装備を整備し、消防団の充実強化を推進する。	146,735
救急業務実施体制整備事業	救命効果の向上を図るため、医療機関と連携したメディカルコントロール体制の充実を図る他、救急救命士の養成・教育や処置範囲の拡大に対応するための研修を行うとともに、ドクターカーの効率的な運用等により、救命効果の向上を図る。	113,223
火災予防対策等の推進	住宅火災による被害の軽減を図るため、火災の現状を踏まえた総合的な住宅防火対策を推進する。また、建物の大規模化や複合化、事業所の多様化などによる火災危険性の変化に対応し、事業所の防火安全対策の充実強化を図る。	58,168
大規模災害等への対応	今後の大規模地震災害に備え、防災・減災対策事業の更なる充実を図る。また、大雨、台風等による大規模な自然災害に適切に対応できるよう体制の充実を図る。	280,436
東日本大震災からの復旧	市民の「安全・安心」を確実なものとするため、東日本大震災において被害を受けた消防防災施設等の早期復旧を目指す。	2,116,413

(3) 過去5年間の歳出決算額

表－5 歳出決算額（一般会計との比較）

年度別	一般会計 (千円)	消防費 (千円)	対一般会計構成比 (%)
22	396,055,507	14,734,133	3.7
23	571,335,316	12,976,353	2.3
24	598,008,699	12,963,846	2.2
25	540,474,680	13,490,937	2.5
26	543,925,265	15,102,393	2.8

消防職員

(1) 職員の配置状況

平成28年4月1日現在の消防職員数は、1,104人（消防学校入校中及び派遣等の職員76人を含む）となっており、配置状況は、消防局に232人、消防署に872人となっています。

勤務形態別配置状況は、交代制勤務者（警防部救急課、指令課及び消防航空隊、並びに消防署警防課及び消防分署）が805人、毎日勤務者が299人となっております。

(2) 職員研修の状況

消防職員の学校教育機関として、消防大学校（国）、消防学校（県）があります。

平成27年度は、消防大学校に8人、消防学校に95人の計103人の職員をそれぞれの教育目的に応じた研修科目に派遣し、知識・技術の向上を図りました。

表－6 職員の配置状況

(平成28年4月1日現在)

区分	計	消防局	青葉	宮城野	若林	太白	泉	宮城
消防司監	1	1						
消防正監	5	4	1					
消防監	8	2	1	1	1	1	1	1
消防司令長	71	26	8	10	6	10	6	5
消防司令	131	47	13	16	18	10	19	8
消防司令補	325	59	54	49	36	50	50	27
消防士長	276	26	52	47	31	59	40	21
消防副士長	6			1	1	2	2	
消防士	267	55	45	44	26	39	37	21
その他の職員	14	12				1		1
小計	1,104	232	174	168	119	172	155	84
再任用職員	32	4	4	5	4	5	6	4
合計	1,136	236	178	173	123	177	161	88

表－7 職員研修の状況

(平成27年度中)

区分	研修種別	対象者・資格等	日数	受講者数
学 校 研 修	幹部科（第43期）	消防司令	32日	1
	警防科（第97期）	消防司令補以上で警防業務に従事している者	34日	1
	救急科（第77期）	救急救命士の資格を有し、消防学校において救急業務に関する教科を担当している者	21日	1
	火災調査科（第29期）	消防士長以上で火災調査業務に従事している者	34日	1
	緊急消防援助隊教育科 指揮隊長コース（第14回）	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等	9日	1
	緊急消防援助隊教育科 航空隊長コース（第15回）	消防司令補以上で消防航空業務に従事している者	10日	1
	緊急消防援助隊教育科 高度救助・特別高度救助コース（第5回）	特別機動救助隊長等	10日	1
	緊急消防援助隊教育科 N B C コース（第5回）	NBC災害担当者又は特別機動救助隊長等	10日	1
	初任総合教育（第19期）	新たに消防職員に任命された者	180日	40
	特殊災害科（第4期）	消防司令補又は消防士長の階級で現場指揮の業務に従事している者	7日	2
宮 城 県 消 防 学 校	予防検査科（第5期）	検査業務に従事している者	10日	3
	火災調査科（第6期）	火災調査業務に従事している者	10日	3
	初級幹部科（第32期）	消防司令補及び部隊等の管理を職務とする消防士長の階級にある者	10日	6
	中級幹部（第29期）	消防司令及び組織の管理を職務とする消防司令補の階級にある者	7日	6
	上級幹部科（第5期）	消防司令長以上（消防大学校上級幹部修了者を除く。）の階級にある者	2日	7
	指揮隊長教育講習	災害現場において、部隊指揮、安全管理を担当する者	5日	6
	救急救命士処置拡大講習	薬剤投与実施に係る認定を受けている救急救命士	5日	17
	救急救命士再教育講習	救急救命士の資格を有する者	4日	5
	2級小型船舶操縦士	関係職にある者	3日	6
	特殊小型船舶操縦士	ク	2日	1
派 遣 研 修	衛生管理者	ク	1日	7
	小型移動式クレーン	ク	3日	8
	クレーン玉掛け	ク	3日	8
	第1級陸上特殊無線技士	ク	9日	3
	潜水士	ク	1日	2
	大型自動車免許	ク	34日	18
	中型自動車免許	ク	19日	9
	特別管理産業廃棄物管理責任者	ク	1日	2
	救急救命士養成研修	救急救命東京研修所等での研修に派遣を命ぜられた者	126日	6
	救急救命士就業前病院実習	救急救命士の国家試験合格者で救急救命士の業務運用がされていない者	30日	6
救 急 救 命 士	救急救命士定期研修	救急救命士	2日	103
	救急ステーション実習	ク	365日	75

広報

(1) 主な広報活動

市民との協働による消防防災行政を推進するため、市民の皆さんが必要な情報、暮らしの安全に役立つ情報を提供して、消防防災行政への理解と協力が得られるよう、広報活動を実施しています。

主な広報活動としては、各種事業や行事等について市政記者クラブ等に対する資料の提供、ポスター、チラシ等の作成・配付、インターネット、フェイスブックを通じた防火防災情報の発信などを行っています。

表-8 主な広報活動

(平成27年度中)

広報活動	件数
市政クラブ資料提供	40
取材協力	57
地震防災アドバイザーによる広報	テレビ 60
	ラジオ 46
市政だより（全市版）	13
インターネットによる情報発信	1,798,305
フェイスブックによる情報発信	139

※インターネットによる情報発信は27年4月から28年3月までのアクセス件数（総務局広報課によるカウント）

(2) マスコットキャラクター



「火消しまさむね君」



「レスキューまさむね君」



「防災まさむね君」



「QQまさむね君」

※ 各まさむね君は「伊達家伯記念会」の協力を得ております。

(3) 地震防災アドバイザー

平成15年6月16日から、地震災害対策強化の担当として、「仙台市地震防災アドバイザー」を置き、市民の地震に対する意識の啓発を行っています。

平成18年10月1日からは、仙台市地震防災アドバ

イザーに加え、地域でのきめ細やかな地震防災の啓発を行うために設けた地域地震災害対策強化担当が、「地域地震防災アドバイザー」として各消防署で勤務しています。（平成28年4月1日現在73名）

消防音楽隊

(1) 消防音楽隊の活動

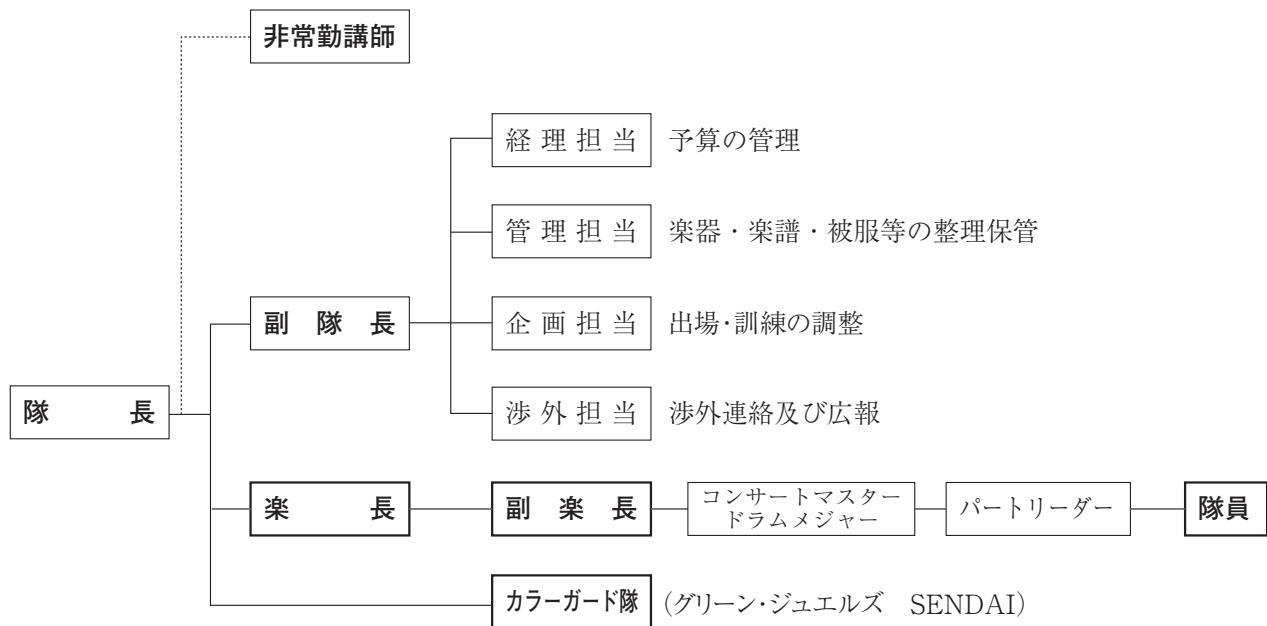
仙台市消防音楽隊は、現在隊長以下32名の隊員で編成されており、消防関係行事をはじめ各区民まつりなど仙台市の行事や、七夕まつりなどの伝統的行事にも出場しています。

また、カラーガード隊「グリーン・ジュエルズ SENDAI」による華やかな演技を取り入れた効果的な市政広報を行っております。

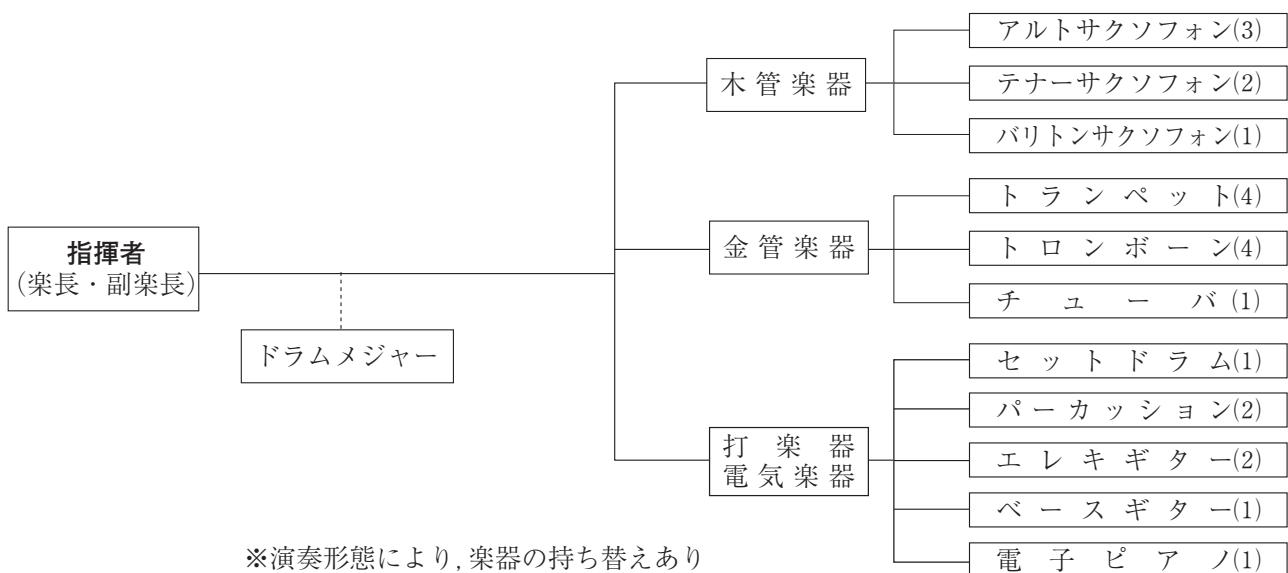
※現員：隊長以下32名（音楽隊25名・カラーガード隊7名）

図－3 音楽隊構成図

(平成28年4月1日現在)



図－4 楽器編成図



※演奏形態により、楽器の持ち替えあり

表-9 出場状況及び訓練回数

区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
出場件数	34(15)	36(14)	25(14)	31(19)	19(14)	25(14)
消防関係行事	18(5)	20(5)	14(6)	19(9)	9(6)	15(5)
市関係行事	15(9)	15(8)	10(7)	10(8)	7(7)	7(6)
その他の行事	1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	3(1)	3(3)
訓練回数	98(89)	104(86)	133(97)	138(82)	97(58)	97(54)

※()内数字はカラーガード隊の出場・訓練回数。

表-10 楽器保有数

(平成28年4月1日現在)

区分	楽器名称(木管楽器・金管楽器)														
	ピッコロ	フルート	オーボエ	クラリネット	バスクラリネット	ソプラノサックス	アルトサックス	テナーサックス	バリトンサックス	トランペット	コルネット	ホルン	ユーホニューム	トロンボーン	チューバ
演奏用	3	4	1	6	1	1	5	3	1	7	1	4	2	5	2
マーチング用												4	2		3

区分	楽器名称(パーカッション)														
	シンバル	ドラムセツト	バスドラム	スネアドラム	テナーキオード	ティンパニ	シロフォン	ビブラフォン	グロッケン	コング	ボンゴ	ティンバレス	エレキギター	エレキベース	電子ピアノ
演奏用	2	1	1			1	1	1	2	1	1	1	2	1	1
マーチング用			4	2	2		1								

警 防

(1) 警防業務の実施体制

本市の消防は、昭和23年11月に自治体消防として発足以来、火災を中心とした各種災害の教訓を活かしながら、施設、装備などのハード面から消防力の整備を図るとともに、それらを有効に活用するための訓練等により、的確な災害対応を実施することで安全・安心な市民生活の確保に努めてまいりました。

しかしながら、都市構造の変化や少子高齢化に代表される社会環境等の変化に伴い、災害事象も複雑多様化・大規模化しており、警防業務の広がりに加え、従来にも増して迅速的確な災害対応が求められております。

こうした背景の下、本市においては平成28年4月1日現在、各消防署（6署）に指揮隊及び警防隊を

配置するとともに、各消防分署（3分署）及び消防出張所（17出張所）に警防隊を配置し、昼夜を問わず各種災害対応を実施しています。

(2) 出火の状況及び火災による損害額

平成27年中の出火件数は294件で、前年（334件）に比べ40件減少しています。また、火災による死者は8人（前年17人）、負傷者は43人（前年51人）となっています。

損害額は1億7,825万9千円で、前年に比べ1億2,812万7千円減少しています。過去10年間の平均と比べても2億9,213万2千円減少しています。

1万人あたりの出火件数（出火率）は、2.7件となっています。

表-11 火災の状況

区分		単位	平成27年		平成26年	
出火件数	建物火災	ぼ や	件	114	162	152
		部 分 燃		28		35
		半 燃		3		6
		全 燃		17		19
		爆 発		0		1
	車両火災	車 両 火 災		30	294	30
		船 舶 火 災		0		0
		林 野 火 災		2		1
		そ の 他 火 災		100		90
焼損棟数	ぼ や		棟	137	201	185
	部 分 燃			34		55
	半 燃			4		8
	全 燃			26		30
り災世帯	小 損		世帯	115	129	173
	半 損			3		6
	全 損			11		20
り 災 人 員	人			294		440
焼損面積	建 物 (床面積)	m ²		2,517		3,631
	建 物 (表面積)	m ²		293		466
	林 野	a		8		7
損害額	建 物	建 物	千円	152,085		139,819
	収 容 物			17,885		149,230
	車	両		6,820		15,807
	船	舶		0		0
	林	野		0		0
	そ の 他			1,469		1,529
	爆 発			0		1
	合 計			178,259		306,386
死 者	人			8		17
負 傷 者	人			43		51
放 水 火 災	件			127		144
出 火 率	件/万人			2.7		3.1

(3) 出火原因

平成27年中の出火件数294件のうち、失火による火災が222件（75.5%）で、前年より2.5ポイント増加しています。次いで、放火（疑い含む）が63件（21.4%）で前年より2.9ポイント減少しています。

(4) 主な出火原因

平成27年中の出火件数294件のうち、放火（疑い含む）による火災が63件で全火災の21.4%を占め、昭和55年以降36年連続出火原因の1位となっています。次いで、たばこの42件、こんろの40件となっています。

(5) 火災種別出火件数

出火件数を火災種別にみると、建物火災が162件（55.1%）、その他の火災100件（34.0%）、車両火災が30件（10.2%）、林野火災が2件（0.7%）となっています。

※その他の火災とは、空地、土手、河川敷等の枯草、ごみ集積所等の火災をいう。

(6) 消防隊の出場状況

平成27年中における消防隊の出場件数は4,246件で、出場延人員は45,605人でした。その内訳は、火災出場（管外出場含む）が297件（出場人員6,764人）、火災以外の災害出場が3,946件（出場人員38,841人）となります。

表-12 出火原因別出火件数と構成比率

区分	平成27年		平成26年	
	出火件数	割合(%)	出火件数	割合(%)
失火	222	75.5	244	73.0
放火（疑い含む）	63	21.4	81	24.3
自然発火・再燃等	4	1.4	4	1.2
不明	5	1.7	5	1.5
合計	294	100.0	334	100.0

表-13 主な出火原因別の出火件数

(平成27年中)

順位	出火原因	件数
1位	放火（疑い含む）	63
2位	たばこ	42
3位	こんろ（内天ぶら油19件）	40
4位	電灯・電話等の配線	26
5位	ストーブ	15
6位	排気管	7
7位	電気機器	6
7位	配線器具	6
7位	火遊び	6

表-14 火災種別出火件数と構成比率

区分	平成27年		平成26年	
	出火件数	割合(%)	出火件数	割合(%)
建物火災	162	55.1	213	63.8
その他の火災	100	34.0	90	26.9
車両火災	30	10.2	30	9.0
林野火災	2	0.7	1	0.3
船舶火災	0	0.0	0	0.0
合計	294	100.0	334	100.0

表-15 災害種別の出場状況

(平成27年中)

区分	出場件数	出場台数	出場人員	一件あたりの出場台数	一件あたりの出場人員
合計	4,246	12,083	45,605	2.8	10.7
火災	放水	117	745	3,809	6.4
	非放水	177	523	2,935	3.0
	管外	3	7	20	2.3
火災以外	自然灾害	357	431	1,486	1.2
	救助	555	3,285	11,926	5.9
	危険物漏洩	269	544	2,010	2.0
	ガス漏れ	20	124	431	6.2
	誤報	103	819	2,956	8.0
	偽報	33	134	490	4.1
	非火災報	269	365	1,476	1.4
	P A連携	1,850	4,098	14,281	2.2
	その他	493	1,008	3,785	2.0

(7) 消防隊の訓練実施状況

消防を取り巻く社会情勢の変化に伴い、火災はもとより、集団災害や特殊災害など、災害も複雑多様化し、従来の消防活動に加えて、新たな知識や資機材、消防戦術が必要とされています。このような変化に確実に対応し、災害による被害を軽減するため、社会情勢に即応した訓練を実施しています。

(8) 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動をより効果的かつ充実したものとするため、平成7年6月に発足しました。本市のこれまでの出動実績は、9件となっています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、全国の緊急消防援助隊が被災地に応援のために出動し、仙台市は、札幌市、東京都、北九州市の航空隊と、神奈川県、三重県、島根県、熊本県の陸上隊の応援を受け、消火、救助、救急及び危険物排除等の災害に対応いただきました。



表-18 本市緊急消防援助隊の登録状況

(平成28年4月1日現在)

区分	登録隊数	登録人数
合計	50(47)	210(196)
指揮支援隊	3	15
宮城県大隊指揮隊	1	4
宮城県統合機動部隊指揮隊	1	4
消防小隊	13	65
救助小隊	3	15
救急小隊	6	24
後方支援小隊	7	16
通信支援小隊	1	3
特殊災害小隊	7(5)	28(18)
特殊装備小隊	6	24
航空小隊	2	12

※（ ）内は重複を除いた数

表-16 消防隊の訓練実施状況

(単位：回) (平成27年度中)

区分	指揮技術訓練	活動技術訓練	機器操作訓練	林野火災訓練	水防訓練	消防訓練	集団災害訓練	災害対応訓練	効果確認
合計	187	4,573	5,328	11	18	84	25	151	69
青葉	33	990	945	3	5	8	8	29	8
宮城野	39	661	1,071	1	1	8	2	20	30
若林	32	619	801	1	1	13	2	9	7
太白	48	956	955	1	2	8	4	24	6
泉	12	682	873	1	7	36	4	50	14
宮城	7	535	530	1	2	2	4	7	4
消防航空隊	16	130	153	3	-	9	1	12	-

表-17 本市緊急消防援助隊の活動状況

件数	年	活動期間	災害の内容
1	10	H10.9.4(1日)	岩手県内陸北部地震
2	12	H12.4.3～H12.4.19(17日)	北海道有珠山火山災害
3	15	H15.9.26(1日)	十勝沖地震
4		H15.9.28～H15.10.11(14日)	出光興産北海道製油所貯蔵タンク火災
5	16	H16.7.14～H16.7.15(2日)	新潟・福島豪雨
6		H16.10.23～H16.10.28(6日)	新潟県中越地震
7	19	H19.7.16～H19.7.23(8日)	新潟県中越沖地震
8	20	H20.6.14～H20.6.18(5日)	岩手・宮城内陸地震
9		H20.7.24～H20.7.24(1日)	岩手県沿岸北部地震

救助

(1) 救助業務の実施体制

近年発生している多種多様な救助事案に的確に対応するため、平成19年4月に消防活動体制を再編し、人命の救助に関する専門的かつ高度な知識を持った特別機動救助隊（スーパーレスキュー仙台、2隊32名・特殊災害対応車（N B C車）1台・救助工作車Ⅲ型2台・特別高度工作車2台を運用）を青葉消防署と若林消防署に配置しました。その後、若林消防署配置隊を平成21年4月1日から若林消防署河原町分署に、青葉消防署配置隊を平成22年11月1日から泉消防署八乙女分署へ配置替えています。更に、各消防署（6署）に救助隊と消火隊の機能を併せ持つ特別消防隊（ファイヤーレスキュー、6隊96名・ポンプ付救助工作車6台・はしご自動車6台、大型水そう車6台を運用）を配置して、救助業務を実施しています。

(2) 事故種別救助隊出場件数及び活動の状況

平成27年中における救助活動実施状況は、救助出場件数686件（対前年70件増）、救助活動件数427件（同20件増）、救助人員342人（同29人増）となっています。

(3) 救助隊の訓練実施状況

各救助隊は人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員により、複雑多様化する火災・交通事故・水難事故・自然災害等のあらゆる災害現場において迅速かつ確実な人命救助活動及び消火活動を行うため、各種訓練を実施しています。

(4) 国際消防救助隊（IRT）

仙台市は、昭和62年に国際消防救助隊協力都市となり、職員11名が国際消防救助隊員に登録されています。出場体制は、協力都市で日付毎グループ化しております。本市の場合、毎月17日から20日までの間に消防庁長官から要請があったときに出場する体制となっています。

本市では、平成11年9月21日に発生した台湾地震に4名、平成15年6月22日に発生したアルジェリア北部地震に2名の隊員を日本救助チームの一員として派遣し、人命救助活動にあたりました。

表-20 救助隊の訓練実施状況

(平成27年中)

訓練内容	回数
体力鍛成訓練	1,949
ロープ基本・応用訓練	1,077
検索・救助訓練	1,728
各種救助器具取扱訓練	1,215
各種救助事象想定訓練	162
その他の訓練	
合計	6,131

表-19 事故種別救助隊出場件数及び活動状況

(過去3年)

災害種別	出場件数			活動件数			救助人員		
	27年	26年	25年	27年	26年	25年	27年	26年	25年
合計	686	616	575	427	407	300	342	313	245
火災	建物	108	114	106	74	88	67	9	7
	建物以外	23	23	23	4	7	3		
交通事故		114	113	127	81	82	84	89	95
水難事故		18	22	14	15	19	10	11	16
自然災害事故		29	3	1	28	2		61	7
機械による事故		6	5	4	5	2	2	5	2
建物等による事故		168	152	110	140	127	81	110	121
ガス及び酸欠事故		21	14	15	12	2	3	3	1
破裂事故									
その他事故		199	170	175	68	78	50	54	64

航空消防

(1) 航空消防業務の実施体制

仙台市消防航空隊は、ヘリコプターを活用した山林火災における空中消火、遭難者の検索や救助、救急搬送、ヘリコプターテレビ電送システムなどを活用した情報収集等の航空消防活動を実施するため、平成5年4月に太白区郡山の「仙台ヘリポート」を基地として発足しました。

そして、平成13年2月には若林区荒浜に「仙台市消防ヘリポート」が完成し、同年4月からこのヘリポートに「荒浜航空分署」として消防航空隊、救助隊並びに救急隊を配置しました。

また、平成18年8月には宮城県沖地震への対応や点検等による空白期間を解消するため、新たに2機目の消防ヘリコプターを導入し、24時間365日常時1機体制の確保等、消防航空体制の強化を図り、更に平成23年4月には消防ヘリコプター1号機を更新しました。

平成23年3月11日発生の東日本大震災に伴う大津波により仙台市消防ヘリポートが被災したため、現在は仙台空港を暫定的活動拠点としています。



表-21 消防ヘリコプターの災害種別出場状況
(平成27年中)

災害種別	出場件数(件)	飛行時間	出場人数	救助搬送人數
火災	17	3:54	98	
救助	30	15:27	177	27
救急	13	7:24	79	14
自然災害	7	7:25	39	
その他	7	1:29	41	
合計	74	35:39	434	41

(2) 消防ヘリコプターの災害種別出場状況

消防ヘリコプターは、消防防災業務に幅広く活用されており、平成27年中の出場実績は、市域内への出場57件（火災16件、救助20件、救急7件、自然災害7件、その他7件）、市域外への出場17件等となっています。

また、これまでの大規模災害時等の実績として、阪神・淡路大震災を契機に発足した「緊急消防救援隊」による出場が4件、「宮城県内航空消防応援協定」による出場が205件となっています。

(3) 航空消防活動訓練の実施

消防航空隊は、航空消防活動における専門的な教育を受けた隊員による部隊として、各種災害現場において特殊な活動を行うため、日常から、その資質向上を図るために航空救助・救急訓練などの各種訓練や県内外の消防機関、自衛隊等の他機関と合同で大規模災害対応訓練等を実施しています。

表-22 区域別活動別出動件数

(平成27年中)

区分	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	宮城	市域内全 域	市域内沿岸部	市域内小 計	市域外	合計
合計	15	11	5	7	10	4	2	3	57	17	74
情報収集	7	7	5	4	3	2	2	3	33	1	34
消火活動									0	1	1
救助活動	1	1		2	2				6	9	15
救急活動	3				2	2			7	6	13
照明活動									0	0	0
物資輸送									0	0	0
人員輸送									0	0	0
無線中継									0	0	0
活動無	4	3		1	3				11	11	11
その他									0	0	0

※市内全域：水害調査のため市域内全域において活動を実施

※市内沿岸部：津波避難広報のため複数区において活動を実施

表-23 区域別活動別出動件数

(平成27年中)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合計	4	6	6	4	7	4	8	4	13	3	9	6	74
情報収集	2	4	3	2	2		1	2	9	2	6	1	34
消火活動	1												1
救助活動			1	1	2	1	3	1	4		1	1	15
救急活動					2	1	4	1			1	4	13
照明活動													0
物資輸送													0
人員輸送													0
無線中継													0
活動無	1	2	2	1	1	2				1	1		11
その他													0

水 防

(1) 主な水防実施機関とその任務

水防活動の実施機関と任務分担は次表のとおりで、水防法第10条及び第11条の規定に基づく洪水予報の通知があったときから、洪水の危険が除去され

るまでの間、水防活動を行います。ただし、仙台市災害対策本部が設置されたときは、当該本部の組織として活動します。

表-24 主な水防実施機関とその任務

(平成28年4月1日現在)

水 防 管 理 者（市長）		
担当局区等	任 務	
危機管理室	各局各区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営	
消防局	各課の連絡調整、職員の動員、消防団の庶務	
	消防車両及び資機材の整備、消防車等の燃料等の調達	
	災害の記録、被害状況の集約、他課の支援	
	防御活動の指揮及び部隊運用、隊員及び資機材の輸送・配分、被害状況図及び警防活動図の作成、	
	災害活動、救助及び警戒の総合調整、資材の調達、収用	
	救急に関する医療機関との相互連絡及び救急活動	
	消防隊等の指令管制、指揮命令の伝達、災害情報の収集伝達	
	被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用の支援	
警戒防御、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害状況等の収集伝達		
経済局	用排水施設に関すること	
建設局	排水施設の管理及び操作	
	一級河川綱木川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること	
区役所	災害情報の収集伝達、区災害対策本部の設置運営	
各局 (避難所担当課)	避難所開設・運営	

(2) 指定水防区域

表-25 指定水防区域

(平成28年4月1日現在)

区 分	重 要 水 防 管 所
重要水防区域	名取川31箇所、広瀬川23箇所、七北田川8箇所、梅田川6箇所、北貞山運河2箇所
重要水防特定区間	名取川1区間、広瀬川1区間
準重要水防区域	高野川、井土浦川、貞山運河、二郷堀、要害川、広瀬川の一部

救急

(1) 救急業務の実施体制

救急業務は、昭和38年に法制化されて以来、年々その体制が整備され、現在では市民の生命、身体を守るうえで必要不可欠な行政サービスとして市民の生活に深く定着しています。

また、平成3年以降、救急救命士法の制定や高規格救急車の整備により救急業務の高度化が図られました。平成15年4月からは、市内4医療機関との連携によりメディカルコントロールシステムを導入しています。

平成28年4月1日現在、6署3分署12出張所1救急ステーションに24隊の救急隊（うち1隊は高度処置救急隊（ドクターカー））を設置しており、専任教急隊員188人（予備隊員数456人）と32台の高規格救急車（予備車8台を含む）で救急業務を実施しています。

(2) 救急出場件数及び搬送人員の状況

平成27年中における救急業務の実施状況は、救急出場件数48,065件（対前年881件増、対前年比1.9%

増）、搬送人員41,371人（対前年558人増、対前年比1.4%増）となっています。

これは、1日平均132件、10.9分に1回の割合で救急隊が出場し、市民の25.2人に1人が救急隊によって搬送されたことになります。

(3) 事故種別傷病程度別搬送人員

平成27年中の搬送人員41,371人の傷病程度別の状況をみると、死亡、重症、中等症が全体の64.6%，軽症の割合は35.4%となっています。

(4) 救急隊員に対する教育訓練

救急救命士が技術の維持と新しい知識の習得を図るために、医師による講義、シミュレーション実習、救急車同乗実習や病院実習などの生涯教育を平常勤務と切り離した教育システムの中で毎年組織的に実施しています。

また、救急救命士が行える処置範囲は、飛躍的に拡大しており、①気管内チューブによる気道確保

表-26 救急隊の配置状況

（平成28年4月1日現在）

署名稱	救急隊數	救急隊設置署所
消防局	2隊	救急ステーション（うち1隊は高度処置救急隊）
青葉消防署	5隊	本署、国見出張所、片平出張所2隊、荒巻出張所
宮城野消防署	5隊	本署、高砂分署、岩切出張所、鶴谷出張所、原町出張所
若林消防署	2隊	本署、河原町分署
太白消防署	5隊	本署、長町出張所、中田出張所、八木山出張所、秋保出張所
泉消防署	3隊	本署、八乙女分署、根白石出張所
宮城消防署	2隊	本署、熊ヶ根出張所
合計	24隊	

表-27 救急隊員数等

（平成28年4月1日現在）

救急隊員数	専任教急隊員	188
	予備救急隊員	456
	計(人)	644
救急隊員有資格者の内訳	救急科（250時間）修了者	427
	救急科救急標準課程（250時間）修了者	290
	救急I課程（135時間）及び救急II課程（115時間）修了者	84
	救急I課程（135時間）のみ修了者	9
	計(人)	810
救急救命士配置状況	救急救命士有資格者（就業前実習未修了者除く）	（人）163
	各救急隊	121
	指令課	9
	救急課（救急ステーション救急隊を除く）	5
	その他（研修所派遣、各署日勤等）	28
救急車配置状況	計(人)	163
	各救急隊	23
	高度処置救急隊（ドクターカー）	1
	予備車（本署及び救急ステーション、管理課に各1台配置）	8
	計(台)	32

(気管挿管), ②エピネフリン（強心剤）の投与, ③自己注射が可能なアドレナリン（エピネフリン）製剤の条件付き投与の他, 平成26年には, ④心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液, ⑤血糖測定とブドウ糖溶液の投与の2処置が更に追加され, これらの拡大処置を実施できる認定救命士を早期に養成するための特別教育を受講させるなど救急業務の高度化に対応するための取組みも実施しています。

その他, 救急救命士の業務との連携を図るため, 救急救命士以外の救急隊員にも定期的な教育訓練を実施しています。

(5) メディカルコントロールシステム整備

平成15年4月から, 市内4医療機関と連携し, メディカルコントロールシステムを運用しています。

(6) 市民に対する応急手当の普及啓発

市民の救命率の向上を図るために, 救急隊が現場に到着するまでの間に, 心肺機能停止(CPA)状態で倒れた人に対して, その場に居合わせた市民が心肺蘇生法を施すこと(バイスタンダーキューリング)が極めて重要です。

仙台市では, 平成16年度を初年度として市民20万

人(5人に1人)の受講を目標としてきたこれまでの取組みを継承し, 引続き毎年度2万人の受講を目標として, 人工呼吸と胸骨圧迫を中心とした救命講習会を開催し, 市民に対する応急手当の普及啓発を積極的に進めています。

平成17年度からは, カリキュラムに自動体外式除細動器(AED)の取扱いを加えるとともに, 心肺蘇生に関する新たなガイドラインを受け, 平成24年度からは, 子供への応急手当に特化した講習や, より気軽に応急手当が学べる「救急入門コース」を設けています。

また, 応急手当について学べるホームページの開設や緊急時にも使えるスマートフォン用のアプリケーションを公開するなど, 応急手当の裾野の拡大に取り組んでいます。

(7) 仙台市救急ステーション

仙台市救急ステーションは, ①ドクターカー運用の拠点としての機能, ②間接的メディカルコントロール(事後検証, 救急隊員教育, 症例検討会)の拠点施設としての機能, ③救急業務の高度化に適確に対応するため, 救急業務全般を統括的に指導する救急課直轄の救急隊の活動拠点としての機能, これら3つの機能を併せ持つ施設です。

表-28 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分	仙 台 市				全 国			
	出場件数	指 指	搬送人員数	指 指	出場件数	指 指	搬送人員数	指 指
平成17	39,193	100	35,706	100	5,280,428	100	4,958,363	100
平成18	38,787	99	35,003	98	5,240,478	99	4,895,328	99
平成19	39,464	101	35,548	100	5,293,403	100	4,905,585	99
平成20	37,512	96	33,415	94	5,100,370	97	4,681,447	94
平成21	37,863	97	33,140	93	5,125,936	97	4,686,045	95
平成22	42,052	107	36,312	102	5,467,620	104	4,982,512	100
平成23	46,394	118	40,086	112	5,711,102	108	5,185,313	105
平成24	45,226	115	38,688	108	5,805,701	110	5,252,827	106
平成25	45,671	117	39,511	111	5,918,939	112	5,348,623	108
平成26	47,184	120	40,813	114	5,988,377	113	5,408,635	109
平成27	48,065	123	41,371	116	6,051,168	115	5,465,879	110

※ 平成27年の全国値は速報値

表-29 事故種別傷病程度別搬送人員
(平成27年中)

区分	計	死 亡	重 症	中 等 症	軽 症	そ の 他
急 病	26,107	310	2,428	14,653	8,715	1
転院搬送	5,640	1	1,266	4,030	343	
一般負傷	5,147	15	423	1,898	2,811	
交 通	3,292	6	121	953	2,212	
そ の 他	1,185	40	84	499	562	
計	41,371	372	4,322	22,033	14,643	1



(8) PA連携（消防ポンプ車（Pumper）と救急車（Ambulance）の連携）運用

平成18年6月から、心肺機能停止傷病者が発生した場合に、救急車に加え最寄の消防署所から自動体外式除細動器（AED）などの救急資器材を積載した消防車等も出場させるPA連携を運用しています。

消防隊員等が早期に救命処置を行い、到着した救急隊の救急救命士が処置を引き継ぐことにより、救命率の一層の向上が期待されます。

(9) 応急手当協力事業所表示制度（杜の都ハートエイド）

平成21年9月9日の「救急の日」から、自動体外式除細動器（AED）を設置するとともに、応急手当を行うことができる人を配置し、応急手当に協力する意向を有する事業所等に対して「応急手当協力事業所」である旨の証票及びステッカーを交付し、広く市民に周知しています。

平成28年4月1日現在の登録事業所施設数は、943施設となっています。

表-30 救急隊員に対する教育訓練の実績

(平成27年中)

教育訓練項目	人員(回数)
救急救命士養成（養成研修派遣）	6
宮城県消防学校救急救命士再教育講習派遣	5
宮城県消防学校救急科派遣	1
宮城県消防学校初任総合教育（救急科）	39
救急救命士継続教育プログラム（生涯教育）	141（2回）
救急ステーション実習（生涯教育・1ヵ月）	74
救急救命士就業前病院実習	8
東北救急医学会救急隊員部会（福島市）	8
日本臨床救急医学会（富山市）	4
全国救急隊員シンポジウム（札幌市）	5
宮城県救急医療研究会（多賀城市）	24
救急隊員研修会（活動研究会）	51
救急技術訓練	259（14回）
気管挿管病院実習	5
薬剤投与病院実習	8
宮城県消防学校救急救命士処置拡大講習	17

表-31 メディカルコントロールシステム整備

医療機関名	業務内容
東北大学病院	①指示、指導・助言 ②事後検証（メディカルディレクター）
仙台市立病院	①指示、指導・助言 ②病院実習 ③事後検証（メディカルコントロール・メイン）
国立病院機構仙台医療センター	①指示、指導・助言 ②事後検証（メディカルコントロール・サブ）
仙台オープン病院	①指示、指導・助言 ②事後検証（メディカルコントロール・サブ）

表-32 救命講習の実施状況

(単位：人)

区分	平成～平成17	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	累計
普通救命講習	146,764	20,821	22,373	24,970	22,038	20,151	15,283	20,651	18,864	21,698	20,858	354,471
上級救命講習	7,990	982	659	500	507	625	540	639	583	603	697	14,325
応急手当普及員講習	2,358	318	283	295	251	185	195	227	189	188	227	4,716
救命入門コース	-	-	-	-	-	-	-	1,647	3,947	4,482	3,972	14,048
合計	157,112	22,121	23,315	25,765	22,796	20,961	16,018	23,164	23,583	26,971	25,754	387,560

※ 「救命入門コース」は平成24年から

指 令

(1) 総合防災情報システム

仙台市では災害情報を収集伝達し処理する能力を高め、災害による被害の軽減を図るため、先端技術を用いた「仙台市総合防災情報システム」を整備し

ています。システムの持つ高度な機能が、出場までの時間短縮や災害現場支援の効率化に大いに役立っています。

表-33 総合防災情報システムの機能

(平成28年4月1日現在)

システム名称		機能
総合防災情報システム	発信地表示システム	119番通報の通報者情報を通信事業者に照会することにより取得して地図を表示する。不明確な通報でも災害の発生場所等を的確に把握できる。
	合成音声指令システム	従来オペレータが肉声で読み上げていた災害発生場所等を、コンピュータ合成音声に変換して指令を送出する。オペレータが通報者と会話している間に合成音声による指令が可能となり指令伝達の時間短縮を実現できる。
	車両動態管理システム	消防車両にAVM端末装置を設置し、「出場」「現場到着」等車両の状態を管理する。隊編成システムと連携して効果的な部隊編成を行うことができる。
	地図情報システム	仙台市域の地図情報をデータ化し消火栓などの支援情報を重ね合わせて地図情報データを作成する。作成したデータによって消防情報センターにおける電子的な運用と各消防隊・救急隊に配付する消防地図帳の出力を行う。随時更新作業により最新の情報を利用した消防活動を可能とする。
	隊編成システム	車両動態管理システムと連動して、事前に設定された出場計画に基づいて災害発生場所からの直近順に消防隊を自動的に選択する。
	画像情報処理システム	消防活動上必要な建物図面等のイメージデータを無線情報車へタイムリーに伝送し、消防活動の効率的展開を支援する。
防災情報サブシステム	消防団出場指令システム (平成20年4月稼動)	発信地表示システム等と連動し、消防団員に対し、災害時優先電話回線を利用して指令情報等の配信を行う。
	届出情報・支援情報	道路や水道の工事等消防の業務に影響する届出情報や医療機関、防災のための資機材、消火栓などの消防水利、防火のための建物情報、災害時に支援が必要な方の情報など災害現場活動に必要な情報をデータベース化し効率的な業務運用を行う。
	災害活動報告	救急・救助・火災等の災害現場における活動結果を登録する。
	病院照会サポートシステム (平成22年4月稼動)	モバイル端末を携行した救急隊と消防情報センターが、ネットワークを通じて全ての病院照会情報をリアルタイムで共有することにより、迅速かつ効果的な病院照会の支援を行う。
	非常時災害対応状況報告システム (平成22年4月稼動)	大規模災害発生時に災害及びその他の情報を集中管理し、災害現場及び作戦本部、各消防署等において活動に必要な情報の幅広い共有を図り警防体制の充実強化を実現する。
報システム	気象情報システム	消防局、宮城、秋保付近の気象情報及び市内15カ所の雨量に関する観測データを活用する。
	査察情報管理システム	消防法上検査が必要な建物等に関する防火管理の状況や消防用設備等に関する情報を検査に基づいて登録し管理する。
	災害弱者台帳管理システム (平成7年1月稼働)	災害弱者の情報を管理する。
システム防	一般予防情報管理システム	防火管理者、自主防災組織、少年消防クラブ、婦人防火クラブの状況を管理する。
	職員・団員管理システム	職員、団員に関する各種情報及び履歴を管理する。
システム務	被服管理システム (平成8年4月稼働)	職員が利用する制服や装備などの貸与状況を管理する。
	救急・災害統計システム	支援情報サブシステムによって蓄積された情報を国への報告や効率的な部隊運用に資するための統計情報として活用する。
システム計	資機材統計システム	
	消防水利統計システム	
	火災統計システム (平成8年1月稼働)	火災に関する情報の統計・分析を行い、火災等の報告の敏速化を図る。
映像伝送サブシステム	高所監視カメラ (平成8年4月稼働)	市内高所に設置した災害監視用高性能カメラによって災害発生地の映像を消防情報センターに伝送し、災害状況の把握に役立てる。
	ヘリコプターテレビ電送システム (平成5年3月稼働)	ヘリコプター搭載のテレビカメラで撮影した災害現場映像を消防情報センターに電送する。
	衛星地球局 (平成8年4月稼働)	通信衛星を介した映像送受信機能を有し、大規模災害発生時等に総務省消防庁や他都市との災害現場映像の相互共有を実現し、速やかな救援及び災害対応体制確立を支援する。
	映像伝送システム	消防情報センターで扱う各種災害映像をネットワーク経由で各消防署等及びその他の防災機関へ伝送する。

(2) 通信設備

表-34 通信設備の構成

(平成28年4月1日現在)

受付指令設備	受付指令制御装置	1式
	非常用受付指令制御装置	1式
	指令台	複座式20席
	画像処理台	1台
	表示盤	3種7面
	録音装置	2種2式
	受令端末設備	29式
	車両運用卓	1式
	無線モニタ装置	9台
	AVM制御装置	1式
	FAX119用ファクシミリ	2台
	メール119用送受信端末（聴覚障害者用）	2台
	トーキー音源装置	1式
	発信地表示設備	携帯電話・IP電話位置情報通知システム 1式
高所監視設備	カメラ装置（カラー）	2式
	カメラ制御装置	1式
	操作卓	1式
	録画装置	1式
ヘリテレ電送設備	操作卓	1式
	自動追尾空中線装置	1式
衛星地球局	アンテナ装置	1式
	送受信装置	1式
	搬送端局装置	1式
	一斉受令装置	1式
	回線接続制御装置	1式
	遠方監視制御装置	1式
映像設備	映像操作卓	4卓
	65型ディスプレイ	5式
	50型ディスプレイ	1式
	42型ディスプレイ	9式
	書画カメラ	3式
	録画装置	1式
	静止画伝送装置	1式
	無線伝送装置（～宮城県警）	1式
	河川映像情報受信設備（～国土交通省）	1式
津波情報伝達システム	防災行政用無線操作卓	1式
	防災行政用無線親局設備	1式
	地図表示盤	1式
	屋外拡声装置	79基
電話・ファクシミリ設備	電子交換機	25式
	電子釣電話装置	5式
	インバンド信号装置	30式
	ファクシミリ装置	56式
	衛星携帯電話	37台
	携帯電話（自動車電話を含む。）	41台
	駆込電話	22台

無線電話設備	固定局	消防系	150MHz10W・5W	29局
	固定局 (多重マイクロ)	消防系	7.5GHz	10局
	基地局	消防系	150MHz10W・5W	31局
			260MHz	12局
	携帯基地局	消防系	150MHz10W	2局
		ヘリテレ系	400MHz10W	(1局)
	携 帯 局	消防系	150MHz10W・5W・1W	84局
			400MHz 1 W	225局
		ヘリテレ系	15GHz 5 W	3局
			380MHz 5 W	(3局)
	陸上移動局	消防系	150MHz10W	237局(救急系38局含む)
			150MHz 5 W・1 W	95局
			260MHz	482局
			400MHz 1 W	89局
	受信設備	消防系	150MHz	68局
			260MHz	378局
	航空局	航空系	130MHz25W(固定型)	1局
			130MHz1.5W(携帯型)	3局
			130MHz10W(携帯型)	2局
	航空機局	航空系	130MHz25W	2局
光伝送設備	光伝送路終端装置			1式
	光画像伝送装置			1式
	光ファイバーケーブル線路			1区間
気象・地震観測設備	気象観測設備			3式
	気象レメータ設備			3式
	地震計測ネットワークシステム			1式
	雨量計			15式
その他のシステム	災害現場画像情報送信システム			2式
	河川・流域総合情報システム端末装置			1式
	気象情報受信用端末(～気象台)			2式
	総合防災情報システム端末装置(～総務省消防庁)			2式
	職員非常呼出システム			2式
	緊急速報メール送信用端末装置			3式
	災害情報提供システム(杜の都防災メール)			1式
主要回線等の数	緊急通報用回線(INS119番回線)			20回線40チャンネル
	うち発信地表示設備対応回線			20回線40チャンネル
	音声指令回線			52回線
	データ指令回線			29回線
	メール119用回線			1回線
	病院専用回線			16回線
	自動応答装置(火災等の問い合わせ用)			20回線

図-5 有線系統図

(平成28年4月1日現在)

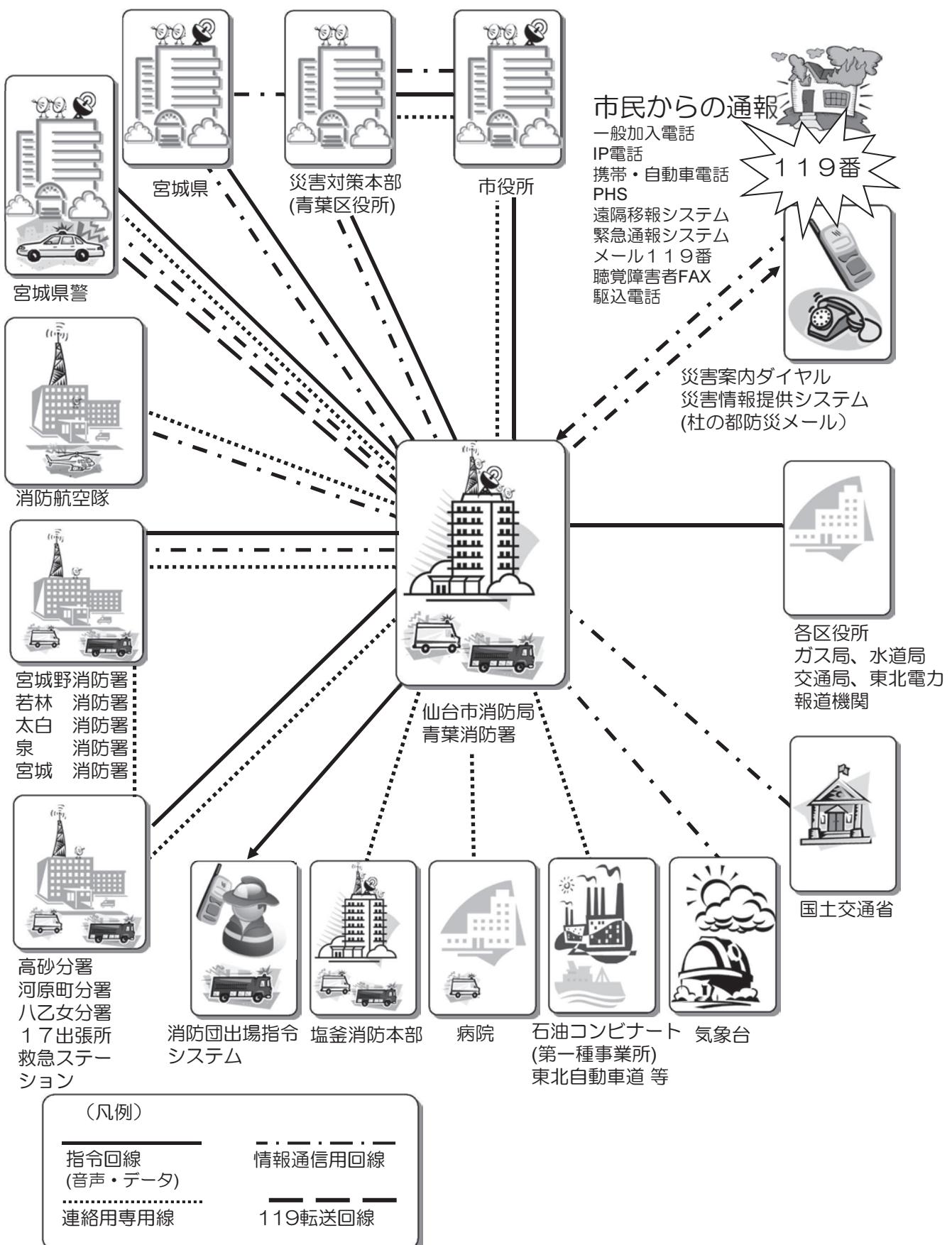


図-6 無線系統図

(平成28年4月1日現在)

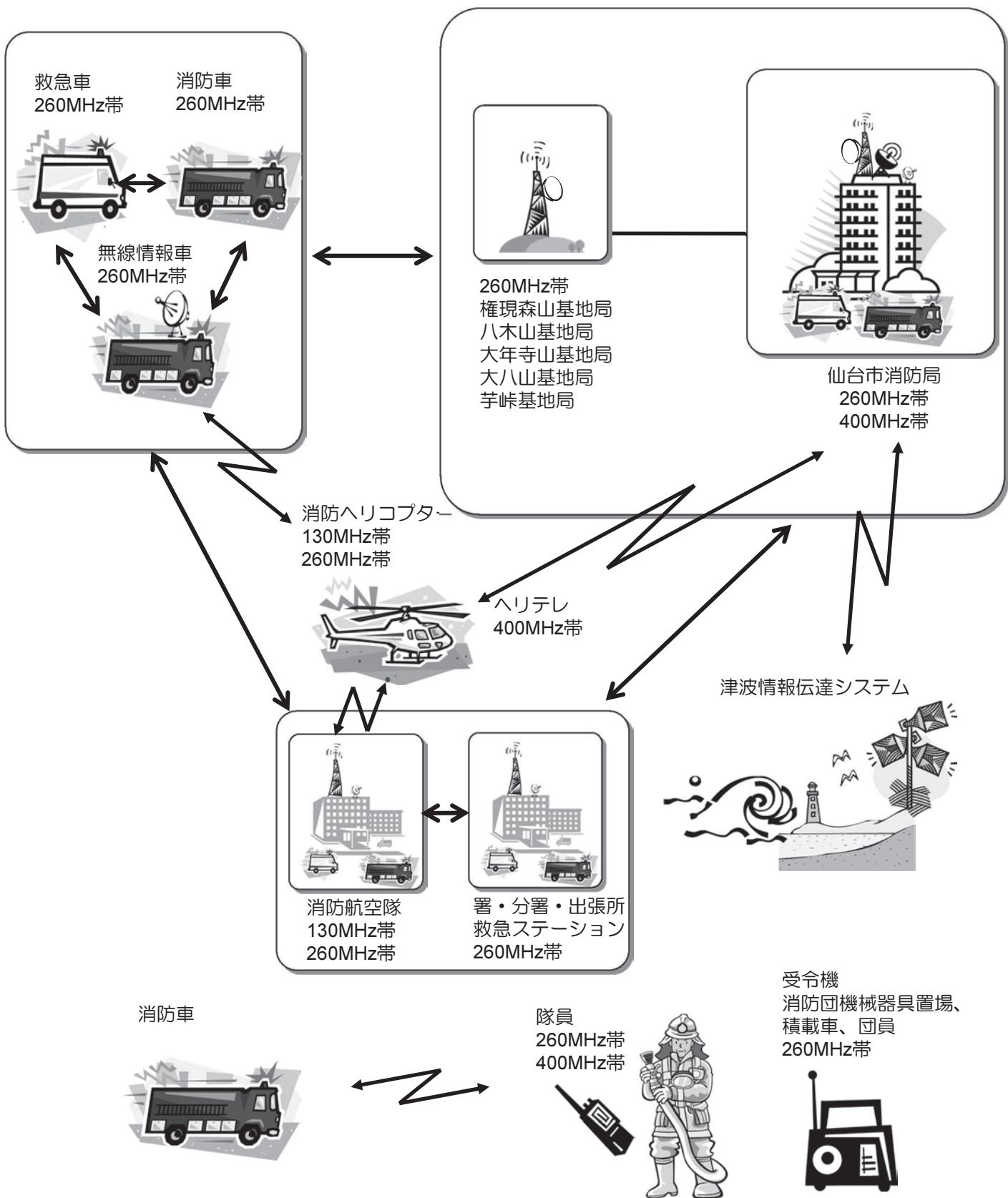
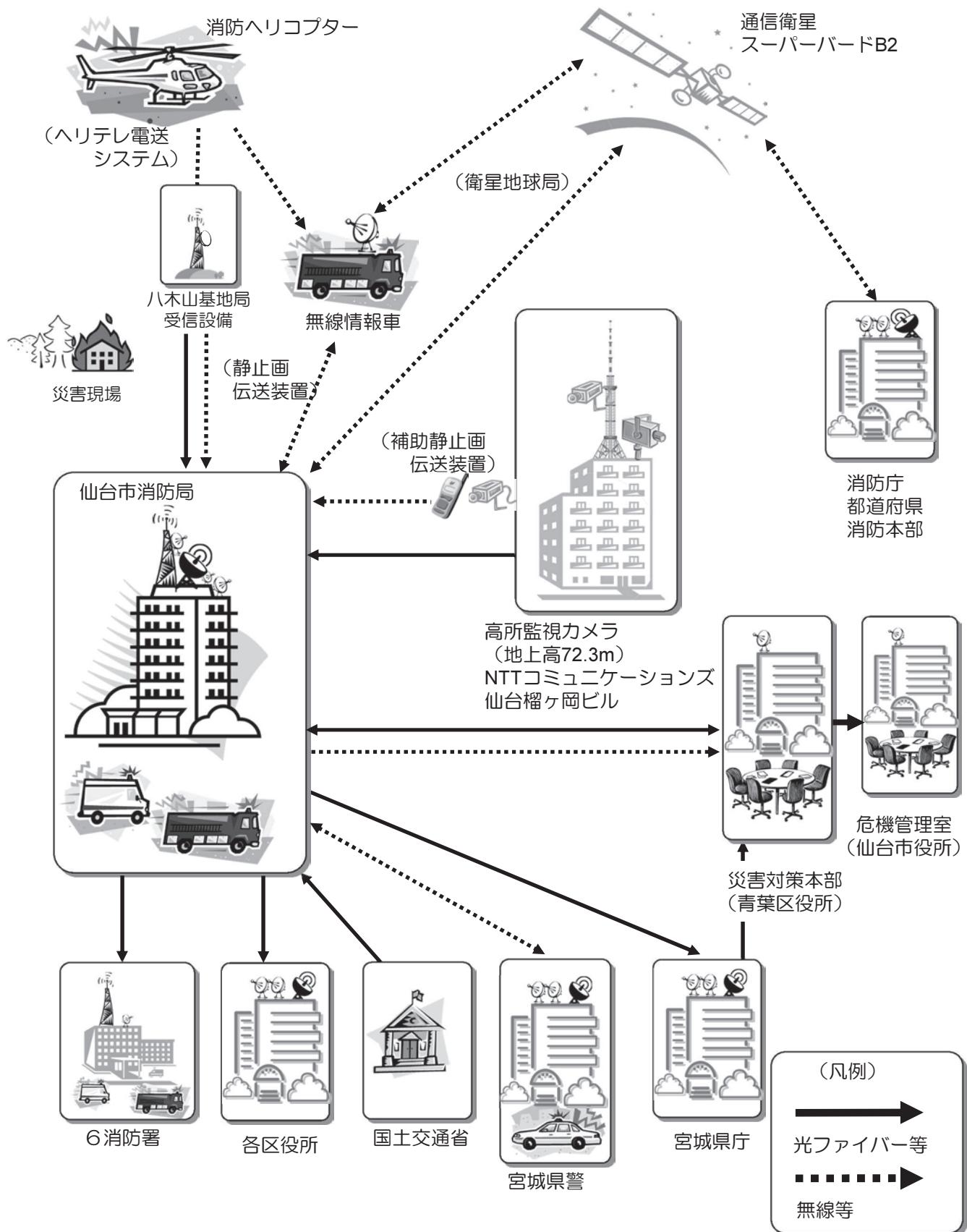


図-7 映像伝送システム系統図

(平成28年4月1日現在)



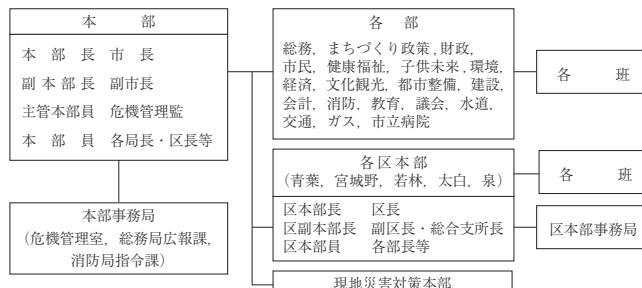
危機管理・防災

本市は、都市型地震災害と評された昭和53年の宮城県沖地震の経験から、「防災都市宣言」を行い、災害に強い安全な都市づくりに努めてきました。また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災によって、都市型地震災害の恐ろしさをさらに痛感することとなり、より安全性の高い都市づくりを推進していくことの大切さを再認識させられ、平成9年に仙台市防災都市づくり基本計画を策定、平成13年には地震被害想定調査を実施して、切迫する宮城県沖地震に重点的に取り組むべき対策を取りまとめ、各事業を展開してきました。

しかしながら、平成23年に発生した東日本大震災は、これまで取り組んできた防災対策や都市づくりの想定をはるかに超え、完全な防災の限界と減災の視点の重要性が再認識させられました。この震災の対応については、仙台市震災復興計画に基づき、地域防災計画の見直しや、津波に対する備えなど数々の対策が必要となったところです。一方で、従来自治体が対応を想定していなかったテロ行為や大規模事故、感染症の発生等の危機事象の発生に伴い、臨機に対応できる体制を整備するため、各消防署に危機管理担当者を配置して、局全体の危機管理対応力の向上を図りました。

市全体の組織体制については、平成19年度に新たに危機管理を所管する副市長を置くとともに、危機管理監が局長級として独立、平成26年度には災害対策基本法に規定された事案を担当していた消防局の防災部門と、国民保護計画の策定やテロ、新型インフルエンザ等の危機事象を担当していた総務企画局の危機管理部門を統合して、市長直轄の危機管理室（部相当）を新設し、3つの課で危機管理・防災業務の総合調整を行うこととしました。

図－8 仙台市災害対策本部
(平成28年4月1日現在)



(1) 防災計画

仙台市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、仙台市の地域における地震災害や風水害等の各種災害に対して、市民の生命、身体、財産を保護するとともに被害を最小限に食い止める目的に、仙台市防災会議が策定しているものです。

仙台市では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における課題等を踏まえ、平成26年3月に「共通編」及び「地震・津波災害対策編」を全面修正し、平成25年度には「風水害等災害対策編」の見直しと、「原子力災害対策編」の策定を実施しました(平成26年4月1日施行)。

平成28年度は平成27年9月関東・東北豪雨における課題等を踏まえ、見直しを予定しています。

(2) 危機対応組織

仙台市では、災害対策基本法に定める自然災害・大規模事故等が発生した場合や発生するおそれのある場合等には、災害対策本部又は災害警戒本部を設置し、対応することとしています。

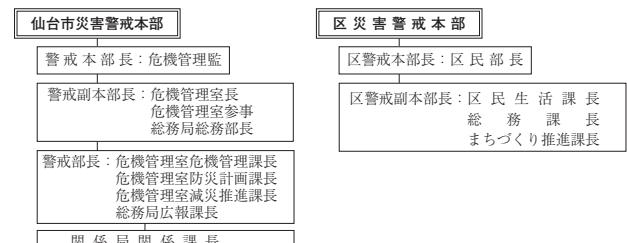
(3) 防災行政用無線

防災行政用無線は、仙台市地域防災計画に基づく災害対策に係る円滑な通信の確保を図ることを目的に設置しているもので、デジタル移動通信系、全市移動系及び固定系で構成されています。

このうちデジタル移動通信系は、市役所、区役所等の庁舎及び車両並びに主要な地域防災関係機関及び全指定避難所、補助避難所、福祉避難所、災害拠点病院等に移動局を配備しています。

また、沿岸部にお住まいの方等に津波情報や避難情報を伝達する、仙台市津波情報伝達システム（固

図－9 仙台市災害警戒本部及び区災害警戒本部
(平成28年4月1日現在)



定系一斉同報無線）を設置しているほか、全市移動系の全ての無線装置は、災害時等に行政機関や防災関係機関が相互に通信可能な防災相互通信機能を備えております。

全市移動系（防災相互通信波を内蔵）
デジタル移動通信系
固定系（仙台市津波情報伝達システム）

（4）コミュニティ防災センター及び簡易型防災資機材倉庫の整備

市民センターやコミュニティ・センターの新築、増改築等に合わせ、防災資機材倉庫を整備するとともに、既存の建物に防災資機材倉庫がない場所については、敷地内等に簡易型防災資機材倉庫を設置するなど、災害時の自主防災活動に必要な各種防災資

機材の備蓄を行っています。

（5）避難所・避難場所の整備

地震・津波等の災害時に緊急的に市民等の安全を守る場として、又は災害により住家を失った市民等の当面の生活の場として、災害の危険が差し迫った場合における緊急時の避難場所等（指定緊急避難場所）と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所（指定避難所）を指定しています。

【緊急的に活用する避難所・避難場所】

（指定緊急避難場所）

災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所として、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定しています。

指 定 避 難 所	地震、津波、洪水、土砂災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設です。
津 波 避 難 施 設 津 波 避 難 場 所	津波発生時に浸水が予想される「津波避難エリア」内において、エリア外に逃げないとまがなく、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難するための施設及び場所です。 津波に対し安全な構造であるとともに、安全な高さを有する施設や高台をあらかじめ指定しています。
広 域 避 難 場 所	火災の延焼拡大により地域全体に危険が及び、指定避難所等にとどまることが危険な場合等に一時的に避難するための場所です。火災の輻射熱や煙から身を守れる広さのある場所で、津波やがけ崩れ等他の災害危険等も勘案して指定しています。
地 域 避 難 場 所	指定避難所への避難が困難な地域の一時的な避難場所として、必要に応じて指定しています。
いっとき避難場所	地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。

【当面の避難生活を行う避難所】（指定避難所）

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所として、被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、各種災害などにより切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設として一定の安全性等の基準を満たす施設又は場所を指定しています。

物資の備蓄や無線の整備を行い、小学校区に1か

所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ市立小中高等学校を充てています。

ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、地域要望を踏まえ、特例措置として市民センターやコミュニティ・センター等の市有施設の一部を同様の施設として位置づけています。

【その他の補完的避難施設】

補 助 避 難 所	地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要があり、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、当該施設を指定緊急避難場所または指定避難所を補完する補助避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置づけを行って活用します。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行っています。
地区避難施設（がんばる避難施設）	食料の備蓄等を含めた平時の備え、災害時の運営は地域で行うことを前提に、集会所等地域の施設を活用し、自立して運営する避難施設です。
帰宅困難者一時滞在施設・一時滞在場所	公共交通機関の途絶等により帰宅が困難となった方（帰宅困難者）が一時的に滞在するための施設及び場所で、仙台駅等の交通結節点を中心に、民間企業との協定等により計画的に整備を進めています。
いっとき避難場所	地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守り、また、自主防災組織による避難行動や安否確認の活動を実施するための場所です。
県 有 施 設	県立高校等の県有施設については、指定避難所等の被害や受け入れ状況から必要と判断される場合に、市災害対策本部長から知事及び施設管理者へ開設を要請することとしています。地域の施設配置状況等を勘案し、指定避難所等と同様の位置づけが必要な施設については、県との協定の締結により事前の整備を進めます。
福 祉 避 難 所	指定避難所や補助避難所等での生活が困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者を受け入れるために開設する二次的避難所であり、社会福祉施設等を指定しています。

(6) 災害救助物資の備蓄

・指定避難所等への備蓄

災害救助物資のうち、クラッカー類、調理不要食、アルファ米、アルファ粥、飲料水、粉ミルク、哺乳瓶、浄水機、簡易組立トイレ等を、区役所、総合支所、市立の小学校、中学校、高等学校、市民センター、コミュニティ・センター等に分けて備蓄しています。

・流通在庫備蓄

災害救助物資のうち、子供用紙おむつ、大人用紙おむつ、生理用品、おしりふき、トイレットペー

パー、軽失禁パッドについて、企業の流通ルートの中で保管し、必要量を確保する流通在庫備蓄方式により、民間企業倉庫に備蓄しています。

(7) 津波避難施設の整備

東日本大震災の津波により被害を受けた東部地域の再生のため、平成24年度に策定した「津波避難施設の整備に関する基本的考え方」等に基づき、地域の実情等を考慮しながら、適切な津波避難施設の整備を行います。

表-35 防災行政用無線の保有状況

(平成28年4月1日現在)

デジタル移動通信系

基 地 局	3局 (10 W) 権現森山、大八山、芋崎					
固 定 局	2局 (0.2W) 青葉区役所、権現森山					
陸上移動局	半固定型(5 W)	車載型(5 W)	携帯型(2 W)	簡易統制局(5 W)	自動中継局(5 W)	合計
	500	124	68	1	2	695

全市移動系

基 地 局	1局 (5 W)	青葉区役所
陸上移動局	20局 (5 W)	携帯型

固定系（仙台市津波情報伝達システム）

固 定 局	区 分	10W	5W	3W	1W	0.5W	0.1W	合計
	親局（アナログ/デジタル）	1						1
	子局（アナログ）				1	15	2	18
	子局（デジタル）		19	17	18	7		61
	合 計	1	19	17	19	22	2	80

表-36 各区ごとの避難所・避難場所の概要

(平成28年4月1日現在)

指定避難場所

区 分	箇所数	避難場所面積 (m ²)	収容可能人員(人)	
			避難場所	避難所
青葉区	49	486,660	241,100	49,930
宮城野区	34	285,275	141,100	38,597
若林区	19	150,257	74,200	18,369
太白区	44	392,111	194,100	38,025
泉 区	47	594,479	294,600	42,761
計	193	1,908,782	945,100	187,682

※一部の学校は、東日本大震災により被災し、指定避難所として使用できません。

広域避難場所

区 分	箇所数	避難場所面積 (m ²)	収容可能人員(人)	
			避難場所	避難所
青葉区	2	137,000	68,000	
宮城野区	2	186,000	93,000	
若林区	1	84,000	42,000	
太白区	2	64,000	31,000	
泉 区	1	48,000	24,000	
計	8	519,000	258,000	

※ 1 避難場所の収容可能人員の算定に当たっては、「都市防災構造化対策に関する調査報告書（建設省都市局都市再開発防災課都市防災対策室）」で定めるところにより、おおむね2m²あたり1人として算出した。

2 避難所の収容可能人員の算定に当たっては、通路等の共用スペース分として延面積の20%を減じた面積を有効面積とし、「市町村地域防災計画策定・見直しマニュアル（地震防災対策研究会）」で定めるところにより、おおむね3.3m²当たり2人として算出した。

防火管理・消防用設備等の規制

(1) 防火対象物の実態

平成28年4月1日現在、政令で定める防火対象物数は38,479件で、そのうち、青葉消防署管内の防火対象物は10,276件（全市の防火対象物の27%）、宮城

野消防署8,713件（23%）、若林消防署5,967件（15%）、太白消防署6,591件（17%）、泉消防署5,286件（14%）、宮城消防署1,646件（4%）となっています。

表-37 防火対象物数

(平成28年4月1日現在)

区分		政令防火対象物数	青葉消防署	宮城野消防署	若林消防署	太白消防署	泉消防署	宮城消防署
合計		38,479	10,276	8,713	5,967	6,591	5,286	1,646
(1)	イ 劇場等	40	6	15	3	8	7	1
	ロ 公会堂等	244	45	44	29	53	54	19
(2)	イ キャバレー等	1	1					
	ロ 遊技場等	78	17	17	7	14	18	5
(3)	ハ 性風俗店等	0						
	ニ 個室ビデオ店等	20	4	3	3	3	5	2
(4)	イ 待合等	4	1			3		
	ロ 飲食店	628	169	86	71	122	133	47
(5)	百貨店等	1,234	182	215	205	251	292	89
(6)	イ 旅館等	241	79	34	8	71	31	18
	ロ 共同住宅等	19,767	5,620	4,102	2,618	4,013	2,711	703
(7)	イ 病院等	554	143	85	63	105	120	38
	ロ(1) 老人福祉施設等	315	35	59	35	66	83	37
(8)	ロ(2) 救護施設	1				1		
	ロ(3) 乳児院	0						
(9)	ロ(4) 障害児入所施設	8					7	1
	ロ(5) 障害者支援施設	21	2	3	4	6	1	5
(10)	ハ(1) デイサービスセンター等	268	66	33	21	74	69	5
	ハ(2) 更生施設	1	1					
(11)	ハ(3) 助産施設 保育所等	95	10	25	18	19	6	17
	ハ(4) 児童発達支援センター等	8		5	1	1	1	
(12)	ハ(5) 身体障害者福祉センター等	95	6	8	11	32	26	12
	ニ 幼稚園等	162	31	30	20	30	42	9
(13)	小中高等学校等	1,025	471	110	65	165	160	54
(14)	図書館等	22	9		1	7	3	2
(15)	イ 蒸気浴場等	9	3			2	4	
	ロ イ以外のもの	4	2		1	1		
(16)	停車場等	45	18	9	8	7	3	
(17)	神社等	346	104	49	75	48	41	29
(18)	イ 工場等	1,586	65	725	422	130	158	86
	ロ テレビスタジオ	1	1					
(19)	イ 車庫等	1,041	427	210	128	111	133	32
	ロ 格納庫	3			3			
(20)	倉庫	2,415	64	1,058	841	147	172	133
(21)	前各号以外	3,085	709	849	524	424	431	148
(22)	イ 複合(特定)	3,038	1,298	493	402	394	355	96
	ロ 複合(非特定)	2,030	665	443	374	277	217	54
(23)	文化財等	33	11	3	6	6	3	4
(24)	アーケード	11	11					

(2) 立入検査

仙台市では、人命の安全と財産の保護を目的に、消防職員が消防法第4条及び第16条の5の規定により防火対象物や危険物施設等に立ち入って、防火対象物、危険物施設等の位置、構造、設備及び管理、貯蔵・取扱いの状況について、火災予防上必要な検査や防火指導を行っています。

平成28年4月1日現在の防火対象物及び危険物施設等の数は45,183件であり、平成27年度に行った立入検査件数は13,122件です。(防火対象物・危険物施設等の数及び立入検査件数は表-38-1、表-38-2の合計数です)

(3) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者を選任して、消防計画の作成や消火、通報及び避難の訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けています。

平成28年4月1日現在において、防火管理者を選任しなければならない防火対象物は10,957件あり、そのうち93.2%に当たる10,214件が防火管理者を選任し、その旨を消防署長に届け出ています。

表-38-1 立入検査実施状況及び防火管理者選任状況 (平成28年4月1日現在)

区分	防火対象物数	平成27年度立入検査件数	甲種防火対象物数	乙種防火対象物数	防火管理者届出済対象物数	
					甲種	乙種
合 計	38,479	10,847	9,977	980	9,357	857
(1) イ 剧 場 等	40	46	23	1	23	1
ロ 公 会 堂 等	244	108	212	26	206	25
(2) イ キ ャ バ レ ー 等	1	1	2		2	
ロ 遊 技 場 等	78	28	71	3	69	3
ハ 性 風 俗 店 等	0	0				
ニ 個 室 ビ デ オ 店 等	20	3	19		17	
(3) イ 待 合 等	4	1	4	1	2	1
ロ 飲 食 店	628	289	326	261	288	226
(4) 百 貨 店 等	1,234	916	786	206	733	168
(5) イ 旅 館 等	241	263	167	16	167	16
ロ 共 同 住 宅 等	19,767	4,628	3,061	21	2,914	21
(6) イ 病 院 等	554	268	188	5	183	4
ロ(1) 老人福祉施設等	315	263	317	24	306	22
ロ(2) 救 護 施 設	1	0	1		1	
ロ(3) 乳 児 院	0	0				
ロ(4) 障害児入所施設	8	1	6		6	
ロ(5) 障害者支援施設	21	6	9		8	
ハ(1) デイサービスセンター等	268	227	168	25	162	24
ハ(2) 更 生 施 設	1	1	1		1	
ハ(3) 助産施設 保育所等	95	52	59	8	57	7
ハ(4) 児童発達支援センター等	8	5	5		5	
ハ(5) 身体障害者福祉センター等	95	32	22	3	22	3
ニ 幼 稚 園 等	162	90	106	9	105	8
(7) 小 中 高 学 校 等	1,025	352	461	13	448	11
(8) 図 書 館 等	22	15	17	2	17	2
(9) イ 蒸 気 浴 場 等	9	0	5	1	5	1
ロ イ 以 外 の も の	4	4		1		1
(10) 停 車 場 等	45	23	6		6	
(11) 神 社 等	346	111	206	54	184	46
(12) イ 工 場 等	1,586	274	135	5	132	4
ロ テ レ ビ ス タ ジ オ	1	0				
(13) イ 車 庫 等	1,041	223	10	4	9	4
ロ 格 納 庫	3	0				
(14) 倉 庫	2,415	397	95	1	84	1
(15) 前 各 号 以 外	3,085	709	842	62	799	55
(16) イ 複 合 (特 定)	3,038	1,150	2,143	208	1,939	186
ロ 複 合 (非 特 定)	2,030	318	503	18	456	15
(17) 文 化 財 等	33	40	1	2	1	2
(18) ア ケ ー ド	11	3				

表-38-2 危険物・少量危険物・指定可燃物の立入検査実施状況

(平成28年4月1日現在)

区分	危険物施設等の数	平成27年度立入検査件数
合計	6,704	2,275
危険物製造所等	2,152	1,117
少量危険物貯蔵取扱所	4,131	1,075
指定可燃物貯蔵取扱所	421	83

(4) 統括防火・防災管理者

消防法では、高層建築物（高さ31mを超える建築物）、地下街、準地下街、一定規模以上の防火対象物で、その管理について権原が分かれているものについては、協議して防火管理上必要な業務を統括する統括防火管理者を、大規模建築物で管理について権

原が分かれているものについては、統括防災管理者を定めることを義務付けており、全体についての消防計画の作成や消火、通報及び避難の訓練の実施等に全体についての防火管理上必要な業務を行わせることを管理権原者に対して義務付けています。

表-39-1 統括防火管理を必要とする防火対象物数及び全体についての消防計画届出数

(平成28年4月1日現在)

区分	防火対象物数		統括防火管理者選任届出数		全体についての消防計画届出数	
		高層建築物		高層建築物		高層建築物
合計	2,385	833	1,734	637	1,590	604
(1) イ 劇場等	3	1	2	1	2	1
ロ 公会堂等	4		4		4	
(2) イ キャバレー等	2		2		2	
ロ 遊技場等	3		3		3	
ハ 性風俗店等						
ニ 個室ビデオ店等						
(3) イ 待合等						
ロ 飲食店	62	3	44	3	43	1
(4) 百貨店等	11	3	5	1	5	1
(5) イ 旅館等	10	4	10	4	9	3
ロ 共同住宅等	472	469	341	340	324	322
イ 病院等	5	1	4	1	4	1
ロ(1) 老人福祉施設等						
ロ(2) 救護施設						
ロ(3) 乳児院						
ロ(4) 障害児入所施設						
ロ(5) 障害者支援施設						
ハ(1) デイサービスセンター等	1		1		1	
ハ(2) 更生施設						
ハ(3) 助産施設 保育所等						
ハ(4) 児童発達支援センター等						
ハ(5) 身体障害者福祉センター等						
ニ 幼稚園等						
(9) イ 蒸気浴場等						
(15) その他事業所等	66	64	54	52	46	49
(16) イ 複合(特定)	1,305	154	962	128	885	127
ロ 複合(非特定)	441	134	302	107	262	99

表-39-2 統括防災管理を必要とする防火対象物数及び全体についての防災管理に係る消防計画届出数

(平成28年4月1日現在)

区分	対象物数	統括防災管理者選任届出数	全体についての消防計画届出数
合計	68	68	68
11階以上 10,000m ² 以上	46	46	46
5階以上10階以下 20,000m ² 以上	22	22	22
4階以下 50,000m ² 以上	0	0	0

(5) 防火対象物定期点検報告制度

消防法では、多人数を収容する一定の用途、構造の防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関する知識を有する者（防火対象物点検資格者）に建物の防火に関する基準の適合状況について点検を行わせ、その結果を報告することを義務付けています。

また、点検の結果が良好な防火対象物には、標識（防火基準点検済証・防火優良認定証）を掲げることができます。

(6) ホテル・旅館等に係る表示制度

ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査し、消防法令のほか防火安全上重要な構造等の基準に適合する場合に「表示マーク」を交付し掲げることにより、利用者に建物の情報を提供します。

表-40 防火対象物定期点検報告を必要とする防火対象物 (平成28年4月1日現在)

区分	合計		青葉消防署		宮城野消防署		若林消防署		太白消防署		泉消防署		宮城消防署	
	収容員 300人以上	特定 1階段 対象物	収容員 300人以上	特定 1階段 対象物	収容員 300人以上	特定 1階段 対象物	収容員 300人以上	特定 1階段 対象物	収容員 300人以上	特定 1階段 対象物	収容員 300人以上	特定 1階段 対象物	収容員 300人以上	特定 1階段 対象物
合計	888	344	352	296	128	23	72	8	144	11	137	2	55	4
(1) イ 創場等	21		5		4		2		5		4		1	
	ロ 公会堂等	133	1	28	1	26		13		34		23		9
(2) イ キャバレー等		1		1										
	ロ 遊技場等	56	1	13	1	14		5		8		13		3
	ハ 性風俗店等													
	ニ 個室ビデオ店等	5		3					2					
(3) イ 待合等														
	ロ 飲食店	25	62	21	58	1	3			2		1		1
(4) 百貨店等	176	33	12	31	32	1	25	1	38		53		16	
(5) イ 旅館等	38	28	15	19	2	3	1		13	5	4		3	1
(6) イ 病院等	26	16	8	10	4	2	2		8	1	2	1	2	2
	ロ(1) 老人福祉施設等	9	4	1	3	1			1	1	2		4	
	ロ(2) 救護施設													
	ロ(3) 乳児院													
	ロ(4) 障害児入所施設	1											1	
	ロ(5) 障害者支援施設													
	ハ(1) デイサービスセンター等	1									1			
	ハ(2) 更生施設													
	ハ(3) 助産施設 保育所等		1				1							
	ハ(4) 児童発達支援センター等													
(9) イ 蒸気浴場等								2						
	ハ(5) 身体障害者福祉センター等		2											
	ニ 幼稚園等	13	1	3						5	1	3		2
	ロ(6) イ 複合(特定)	382	191	243	169	44	13	24	5	28	3	29	1	14

表-41 ホテル・旅館等に係る防火対象物適合表示制度 表示マーク交付数

(平成28年4月1日現在)

区分	合計	青葉消防署	宮城野消防署	若林消防署	太白消防署	泉消防署	宮城消防署
合計	39	23	5	2	6	2	1

防災管理

(1) 防災管理の状況

消防法では、大規模地震の発生等に係る被害の軽減を目的として、平成21年6月1日から大規模・高層の建築物等に防災管理の実施及び自衛消防組織の

設置を義務付けています。

平成28年4月1日現在、防災管理を必要とするものは137件で、すべての建築物について防災管理に関する指導を行っています。

表-42 防災管理状況

(平成28年4月1日現在)

区分		防災管理対象物数	防災管理者届出済対象物数	防災管理に係る消防計画届出済対象物数	統括防災管理を必要とする防火対象物数	自衛消防組織設置全体についての防災管理に係る消防計画届出済対象物数	自衛消防組織設置届出済対象物数
合 計		137	137	137	68	68	137
(1)	イ 劇場等						
	ロ 公会堂等						
(2)	イ キャバレー等						
	ロ 遊技場等	1	1	1			1
(3)	ハ 性風俗店等						
	ニ 個室ビデオ店等						
(4)	イ 待合等						
	ロ 飲食店						
(5)	百貨店等	3	3	3	2	2	3
(6)	イ 旅館等	9	9	9			9
	イ 病院等	8	8	8			8
	ロ(1) 老人福祉施設等	1	1	1			1
	ロ(2) 救護施設						
	ロ(3) 乳児院						
	ロ(4) 障害児入所施設						
	ロ(5) 障害者支援施設						
	ハ(1) デイサービスセンター等						
	ハ(2) 更生施設						
	ハ(3) 助産施設 保育所等						
(7)	ハ(4) 児童発達支援センター等						
	ハ(5) 身体障害者福祉センター等						
ニ 幼稚園等							
(7)	小中高等学校等	18	18	18			18
(8)	図書館等						
(9)	イ 蒸気浴場等						
	ロ イ以外のもの						
(10)	停車場等						
(11)	神社等						
(12)	イ 工場等	5	5	5			5
	ロ テレビスタジオ						
(13)	イ 車庫等						
(15)	前各号以外	36	36	36	17	17	36
(16)	イ 複合(特定)	54	54	54	48	48	54
	ロ 複合(非特定)	2	2	2	1	1	2
(17)	文化財等						

(1) 防火管理に関する講習

防火対象物において防火管理者となる資格を付与するための講習として、甲種防火管理新規講習を定期的に実施しています。甲種防火管理講習課程の修了者は、用途、規模、収容人員にかかわらず、すべての防火対象物の防火管理者として選任される資格を得ます。

また、不特定多数の人が出入りする防火対象物で、収容人員が300人以上の防火対象物の甲種防火管理講習修了の防火管理者には、5年以内毎に再講習の受講義務があり、そのための講習として甲種防火管理再講習を実施しています。

(2) 防災管理及び自衛消防業務に関する講習

大規模・高層の防火対象物において防災管理者や自衛消防組織の統括管理者となる資格を付与するための講習として、防災管理新規講習及び自衛消防業務新規講習を定期的に実施しています。

なお、防災管理新規講習には受講資格として甲種防火管理講習課程の修了が求められますが、それらをあわせ両方の資格が同時に取得できる講習として、防火・防災管理新規講習も実施しています。

平成26年4月からは、防災管理者に選任されている方を対象にした防災管理再講習と、自衛消防業務新規講習を受講された方及び自衛消防組織の業務に関する講習（追加講習）を受講された方を対象に自衛消防業務再講習を実施しています。

表-43 防火管理講習等の実施状況

(平成27年度中)

	甲種防火管理講習		防災管理講習		防火・防災管理講習		自衛消防業務講習	
	新規講習	再講習	新規講習	再講習	新規講習	再講習	新規講習	再講習
受講人數	1,670	196	139	34	542	96	746	361
回数	12	2	2	2	4	2	40	40

消防同意

(1) 消防同意の状況

消防同意とは、消防が建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度です。

平成27年度における消防同意事務処理状況は3,751件で、消防同意を求められたすべての建築物について防火に関する指導を行っています。

表-44 署別消防同意事務処理状況

(平成27年度中)

区分	計	青葉	宮城野	若林	太白	泉	宮城
計	3,751	976	904	705	562	451	153
新築	3,568	926	850	689	536	424	143
増築	86	13	37	8	7	12	9
改築	0						
移転	4		2			2	
用途変更	70	34	7	4	11	13	1
修繕	0						
模様替	1			1			
仮設	17	3	7		7		
その他	5		1	3	1		

表-45 用途・申請別消防同意状況

(平成27年度中)

区分		合計	新築	増築	改築	移転	用途変更	大規模修繕	大規模模様替	仮設	その他
合 計		3,751	3,568	86	0	4	70	0	1	17	5
(1)	イ 劇場等	7	4	1						2	
	ロ 公会堂等	15	10				2			3	
(2)	イ キャバレー等	0									
	ロ 遊技場等	2		2							
	ハ 性風俗店等	0									
	ニ 個室ビデオ店等	2	1				1				
(3)	イ 待合等	0									
	ロ 飲食店	28	25	1			2				
(4)	百貨店等	189	182	4			3				
(5)	イ 旅館等	6	3				3				
	ロ 共同住宅等	276	268	2			6				
(6)	イ 病院等	25	19	6							
	ロ(1) 老人福祉施設等	41	32	9							
	ロ(2) 救護施設	0									
	ロ(3) 乳児院	0									
	ロ(4) 障害児入所施設	0									
	ロ(5) 障害者支援施設	1	1								
	ハ(1) デイサービスセンター等	10	8				2				
	ハ(2) 更生施設	1	1								
	ハ(3) 助産施設 保育所等	14	12				2				
	ハ(4) 児童発達支援センター等	0									
	ハ(5) 身体障害者福祉センター等	2	2								
	ニ 幼稚園等	1	1								
(7)	小中高等学校等	117	111	3			3				
(8)	図書館等	0									
(9)	イ 蒸気浴場等	0									
	ロ イ以外のもの	0									
(10)	停車場等	40	39	1							
(11)	神社等	15	11	4							
(12)	イ 工場等	51	43	7			1				
	ロ テレビスタジオ	0									
(13)	イ 車庫等	76	76								
	ロ 格納庫	0									
(14)	倉庫	465	457	3		2	1		1	1	
(15)	前各号以外	780	748	16			1			11	4
(16)	イ 複合(特定)	114	66	9			39				
	ロ 複合(非特定)	37	32	1			4				
(16)②	地下街	0									
(16)③	準地下街	0									
(17)	文化財等	0									
(18)	アーケード	0									
専用住宅		582	567	15							
併用住宅		11	11								
危険物製造所等※		11	11								
その他の		832	827	2		2					1

※ 全体が危険物製造所等に該当する防火対象物はこの欄に計上

危険物規制

(1) 危険物施設

平成28年4月1日現在、危険物製造所等の総数は2,182施設で、前年同期(2,155施設)に比べて27施設(約1%)増加しました。施設別にみると、地下タンク貯蔵所が587施設(全体の約27%)と最も多く、次いで移動タンク貯蔵所の430施設(全体の約20%),給油取扱所の335施設(全体の約15%),屋内貯蔵所の272施設(全体の約12%)の順となっています。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域の現況

石油コンビナート等特別防災区域は大量の石油や高圧ガスが集積され、区域一体として防災体制を確

立することが緊要であると認められる区域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき指定されており、本市においては宮城野区港地区が特別防災区域に指定されています。

また、直径34メートル以上の浮き屋根式屋外タンク貯蔵所を所有する特定事業所に対し、大容量泡放射システムの配備が義務付けられていることから、本市の特別防災地域では、青森県、秋田県の特定事業所と第二地区(東北)広域共同防災組織を結成しています。

なお、大容量泡放射システムは、秋田県男鹿市にある秋田国家石油備蓄基地内に配備されています。

表-46 危険物施設数

(平成28年4月1日現在)

区分	合計	製造所	貯蔵所						取扱所				
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	移送取扱所
合計	2,182	10	272	176	106	587	8	430	13	335	5	238	2
青葉	351			36		61	156		21		32	3	42
宮城野	760	6	117	119	14	103	2	200	8	114	1	74	2
若林	279			65	12	6	64	1	51	3	47	1	29
太白	287			16	7	13	101	2	59		51		38
泉	299			19	8	6	102	2	69	1	63		29
宮城	206	4	19	30	6	61	1	30	1	28			26

表-47 石油コンビナート等特別防災区域の現況

(平成28年4月1日現在)

概要		防災資機材等	
面積	4.6km ²	大型化学高所放水車	2台
特定事業所数		泡原液搬送車	2台
(共同防災組織加盟事業所数)		甲種普通化学車	3台
第1種	2事業所	放水砲・放水銃	10基
第2種	4事業所	耐熱服	18着
その他の事業所	5事業所	酸素・空気呼吸器	23個
石油貯蔵・取扱量	2,950千kl	泡消火剤	53kl
高圧ガス処理量	92,929千Nm ³	オイルフェンス	4,280m
上記以外の可燃性ガス処理量	96,649千Nm ³	オイルフェンス展張船	1隻
共同防災組織	1組織	油回収装置	1式
自衛防災組織	6組織	消防艇	4隻
防災要員	230人		

表-48 大容量泡放射システムの配備状況

(平成28年4月1日現在)

項目	数量	項目	備付け場所
大容量泡放水砲	2台	放水能力 15,000~40,000 ℥/min・台	秋田国家石油備蓄基地
ポンプ	3台	水中ポンプ一体型 最大吐出量 20,000 ℥/min・台	秋田国家石油備蓄基地
混合装置	2式	直接混合方式 混合範囲 1.0%~2.0%	秋田国家石油備蓄基地
送水ホース及び結合金具	1式	12Bホース 6,460m リール方式による展張・回収車	秋田国家石油備蓄基地
大容量泡放水砲用泡消火薬剤	108,000 ℥	粘性付与水性膜泡消火薬剤	秋田国家石油備蓄基地

火薬類取締

(1) 火薬類施設

平成28年4月1日現在、火薬類製造所等の総数は50施設となっています。施設別にみると、製造所1施設、火薬庫22施設、販売所10施設、火薬庫外貯蔵所17施設となっています。

(2) 立入検査

火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的に、消防職員が火薬類取締法第43条の規定により施設や消費場所に立ち入って、検査を行います。

表-49 火薬類製造所等施設数

(平成28年4月1日現在)

区分	計	青葉消防署	宮城野消防署	若林消防署	太白消防署	泉消防署	宮城消防署
計	50	10	5	7	4	1	23
製造所	1						1
火薬庫	爆薬庫	5			2		3
	火工品庫	3			1		2
	実包庫	1					1
	煙火庫	12					12
	がん具煙火庫	1					1
販売所	10	5		4			1
火薬庫外貯蔵所	17	5	5	3	1	1	2

表-50 立入検査等実施状況

(平成27年度中)

項目	立入検査 (施設)	立入検査 (消費)	保安検査	煙火打揚場所等 現地調査	合計
件数	40	14	23	27	104

→→→→→ 高圧ガス規制 ←←←←←

(1) 高圧ガス事業所

平成28年4月1日現在、高圧ガス保安法に基づく事業所数は1,217事業所で、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事業所数は197事業所となっており、仙台市内における事業所の総数は1,414事業所となっています。

表-51 高圧ガス法関係事業所数

(平成28年4月1日現在)

事業所区分		事業所数
製造事業所	第一種	一般則 33
		冷凍則 33
		液石則 16
		コンビ則 1
		計 83
	第二種	一般則 109
		冷凍則 375
		液石則 1
		計 485
	小計	568
販売事業所		470
貯蔵所	第一種	一般則 24
		液石則 4
		計 28
	第二種	一般則 98
		液石則 0
		計 98
小計		126
特定消費事業所	一般則	28
	液石則	3
	小計	31
容器検査所		22
合計		1,217

表-52 液石ガス法関係事業所数

(平成28年4月1日現在)

事業所区分	事業所数
液化石油ガス販売事業	89
保安機関	85
特定供給設備・貯蔵施設	8
充てん設備	15
合計	197

(2) 立入検査

高圧ガス等による災害の発生を防止し、公共の安全を維持することを目的に、消防職員が高圧ガス保安法第62条、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条及びガス事業法第47条の規定により事業所等に立ち入って、検査を行っています。

表-53 高圧ガス法関係立入検査数

(平成27年度中)

事業所区分		立入検査数	
製造事業所	第一種	一般則 13	
		冷凍則 9	
		液石則 3	
		コンビ則 0	
		計 25	
販売事業所	第二種	一般則 41	
		冷凍則 47	
		液石則 0	
		計 88	
		小計 113	
販売事業所		55	
貯蔵所	第一種	一般則 11	
		液石則 1	
		計 12	
	第二種	一般則 32	
		液石則 0	
小計		32	
		44	
特定消費事業所	一般則	11	
	液石則	0	
	小計	11	
容器検査所		9	
合計		232	

表-54 液石ガス法関係立入検査数

(平成27年度中)

事業所区分	立入検査数
液化石油ガス販売事業	25
保安機関	24
特定供給設備・貯蔵施設	6
充てん設備	6
液化石油ガス設備工事関係	21
特定液化石油ガス設備工事事業関係	36
合計	118

表-55 ガス事業法関係立入検査数

(平成27年度中)

事業所区分	立入検査数
ガス事業法	18
合計	18

住民等の自主防災活動

(1) 地域の自主防災活動

「安全安心まちづくり」を実現するためには、行政が防災体制を整備するだけでは不十分であり、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織が整備されていなければなりません。

平成28年4月1日現在、自主防災組織を結成している町内会等は1,378で、約40万世帯が加入し、各種防災活動を行っています。

(2) 仙台市地域防災リーダー

自主防災組織の活動を活性化させ、地域防災力の強化を図るために、自主防災活動の中心的な役割を担っていただく仙台市地域防災リーダーの養成講習会を行っています。

平成28年4月1日現在、仙台市地域防災リーダーを584人養成しました。

(3) 家庭を中心とした自主防災活動

婦人防火クラブは、家庭の主婦等で組織されており、万一の場合にお互いに協力して活動できる安全な地域社会を作るために、初期消火訓練や防火研修

会等の活動を行っています。

平成28年4月1日現在、518クラブが結成され10万人を超えるクラブ員が活動する全国屈指の組織、仙台市婦人防火クラブ連絡協議会となっています。

(4) 少年・少女を中心とした自主防災活動

少年消防クラブは、おおむね10歳～15歳の少年少女により地域や学校を単位に結成されるもので、防火防災に関する知識を身につけるため、消防署の訪問や防災教室に参加する他、地域に防火標語板を設置するなど様々な活動を行っています。

また、幼年消防クラブは子供の火遊び等による火災の減少を図るため、幼稚園、保育園の園児等を対象として結成されるものです。



表-56 自主防災組織等の結成状況

(平成28年4月1日現在)

名 称		合 計	青 葉	宮 城 野	若 林	太 白	泉	宮 城
自 主 防 灾 組 織	結成町内会等	1,378	436	215	179	269	207	72
	世 帯 数	397,392	95,701	70,459	50,125	80,109	79,785	21,213
婦人防火クラブ	ク ラ ブ 数	518	71	84	126	155	43	39
	ク ラ ブ 員 数	110,004	16,200	10,700	17,456	23,758	26,992	14,898
少年消防クラブ	ク ラ ブ 数	15	2	5	2	3	1	2
	ク ラ ブ 員 数	1,416	73	238	56	765	18	266
幼年消防クラブ	ク ラ ブ 数	45	7	5	8	8	14	3
	ク ラ ブ 員 数	6,155	1,360	442	401	1,547	1,892	513

表-57 自主防災組織等の活動状況

(平成27年度中)

区 分	実 施 回 数	参 加 団 体	参 加 人 員	活 動 (訓 練) 項 目 回 数									地 震 体 験 車 使 用 回 数		
				通 報 訓 練	消 火 訓 練	避 難 訓 練	救 急 救 護 訓 練	給 食 給 水 訓 練	座 論 会・研 修 会	映 写 会	コ ミ セ ン 資 器 材 訓 練	そ の 他	学 校 と 連 携		
合 計	1,060	4,234	87,370	142	374	298	415	339	337	154	52	571	136	25	39
自 主 防 灾 組 織 等	518	1,544	69,933	92	270	213	279	245	145	88	40	247	94	14	23
婦 人 防 火 ク ラ ブ	484	2,619	11,181	38	89	69	129	88	184	52	10	273	34	10	13
少 年 消 防 ク ラ ブ	32	45	2,239	4	9	6	6	6	8	1	2	28	6	1	3
幼 年 消 防 ク ラ ブ	26	26	4,017	8	6	10	1	0	0	13	0	23	2	0	0

消 防 団

消防団は、長い歴史と伝統を持ち地域住民に育まれてきた組織で、市町村の消防機関として設置されています。火災、水害等の災害が発生したときには、消防職員と協力して消火活動、水防活動等を行うとともに、火災予防のための活動も行っています。

消防団を構成する消防団員は、家業に従事したり会社に勤務したりするなど、職業を持ちながら災害活動や防火防災活動を行い、地域の安全を守っています。

(1) 消防団の組織

仙台市の消防団は、昭和23年の消防組織法の制定により本市の消防機関として位置づけられ、現在、7消防団56分団から構成されています。

(2) 消防団員の定員・現員

平成28年4月1日現在の消防団員数は2,057人(うち女性団員121人)であり、定員2,430人に対する充足率は84.7%となっています。



図-10 消防団組織図

(平成28年4月1日現在)

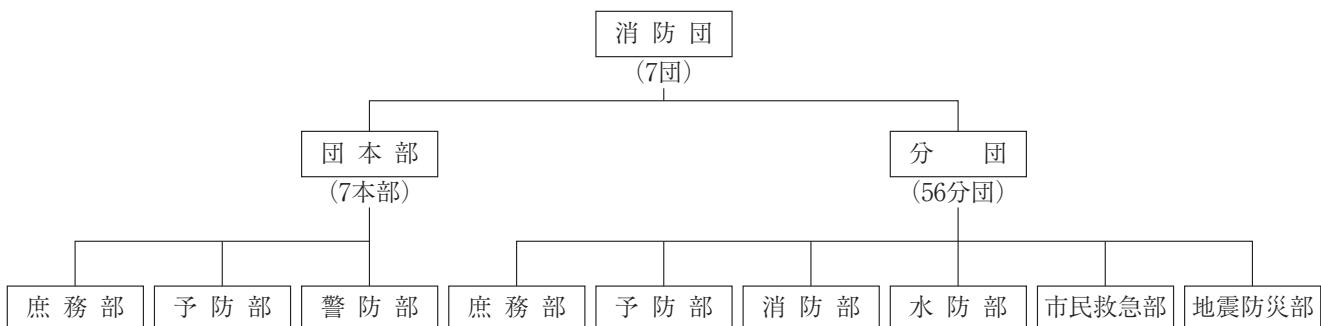


表-58 消防団員の階級別定員・現員

(平成28年4月1日現在)

区分	青葉 消防団		宮城野 消防団		若林 消防団		太白 消防団		泉 消防団		宮城 消防団		秋保 消防団		合計		
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	
団長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	7
副団長	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	13	13	
分団長	11	11	8	8	6	6	9	9	15	15	9	9	6	6	64	64	
副分団長	11	11(1)	11	11	8	8	10	10	15	15(1)	9	9	6	6	70	70(2)	
部長	63	61(9)	58	58(1)	47	46(1)	62	61	87	87	59	58	33	33(3)	409	404(14)	
班長	62	58(7)	90	90(6)	80	72(4)	82	80(1)	86	85(11)	100	88(1)	34	34(6)	534	507(36)	
団員	110	73(17)	240	180(4)	256	190(3)	264	214(22)	224	169(12)	175	134(8)	64	32(3)	1,333	992(69)	
計	260	217(34)	410	350(11)	400	325(8)	430	377(23)	430	374(24)	355	301(9)	145	113(12)	2,430	2,057(121)	

※ ()は女性消防団員

消防相互応援協定等

(1) 消防相互応援協定等の締結状況

消防組織法では、市町村長は、必要に応じて、大規模な災害や特殊な災害などに適切に対応できるよう、消防の相互応援に関して協定を締結できることを規定しています。

現在、仙台市では、隣接する市町村等と消防相互応援協定を締結しているほか、高速道路における消防相互応援協定や回転翼航空機（ヘリコプター）を保有する消防本部との応援協定などを締結しています。

表-59 消防相互応援協定等

(平成28年4月1日現在)

応援協定の名称	発効日	締結市町村等	協定の内容
消防相互応援協定書	S 48. 4. 1	仙台市、塩釜市、名取市、多賀城市、岩沼市、松島町、七ヶ浜町、利府町、塩釜地区消防事務組合	大規模・特殊火災、突発的な災害に相互応援する
消防相互応援協定書	S 63. 3. 1	仙台市、黒川地域行政事務組合	大規模・特殊火災、突発的な災害に相互応援する
消防相互応援協定実施細目	H 15. 5. 1	仙台市消防局、黒川地域行政事務組合 消防本部	消防相互応援協定の実施に関し必要な事項を定める
消防相互応援協定実施細目	H 10. 4. 1	仙台市消防局、名取市消防本部	消防相互応援協定の実施に関し必要な事項を定める
消防相互応援協定実施細目	H 10. 4. 1	仙台市消防局、塩釜地区消防事務組合 消防本部	消防相互応援協定の実施に関し必要な事項を定める
仙台白百合学園に係る消防業務に関する覚書	H 10. 4. 1	仙台市消防局、黒川地域行政事務組合 消防本部	行政区域の境界線上に存する仙台白百合学園に係る消防業務についての覚書
消防相互応援協定書（同実施細目）	S 63. 9. 20	仙台市、山形市	大規模特殊な災害に相互に応援する
消防相互応援協定書（同実施細目）	S 63. 9. 20	仙台市、尾花沢市	大規模特殊な災害に相互に応援する
消防相互応援協定書（同実施細目）	S 63. 9. 20	仙台市、天童市	大規模特殊な災害に相互に応援する
消防相互応援協定書（同実施細目）	S 63. 9. 20	仙台市、東根市	大規模特殊な災害に相互に応援する
宮城県広域消防相互応援協定書	H 4. 4. 1	仙台市、名取市、岩沼市、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、栗原市、大崎地域広域行政事務組合、登米市、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合	地震風水害、山林地域での林野火災・大災害、高層建築物の火災等大規模災害が発生した場合に相互に応援する

表-60 高速自動車道路等応援協定等

(平成28年4月1日現在)

応援協定の名称	発効日	締結市町村等	協定の内容
東北自動車道宮城県消防相互応援協定書	S 63. 7. 1	仙台市、名取市、仙南地域広域行政事務組合、栗原市、大崎地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合	協定市等の行政区のうち東北自動車道における消防業務に関する相互応援について定める協定
東北自動車道宮城県消防相互応援協定に基づく実施細目	S 63. 7. 1	仙台市消防局、名取市消防本部、仙南地域広域行政事務組合消防本部、栗原市消防本部、大崎地域広域行政事務組合消防本部、黒川地域行政事務組合消防本部	上記協定の実施細目

応援協定の名称	発効日	締結市町村等	協定の内容
東北自動車道における消防業務に関する覚書	S 63. 7. 1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 栗原市, 大崎地域広域行政事務組合, 黒川地域行政事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	東北自動車道における消防業務について定める覚書
東北自動車道（仙台南ICから古川ICまでの間）における救急業務に関する覚書	S 63. 3. 1	仙台市, 黒川地域行政事務組合, 大崎地域広域行政事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	東北自動車道（仙台南ICから古川ICまでの間）における救急業務に関する覚書
山形自動車道宮城県消防相互応援協定書	S 63. 11. 1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合	協定市等の行政区のうち山形自動車道における消防業務に関する相互応援について定める協定
山形自動車道宮城県消防応援協定に基づく実施細目	H 2. 10. 4	仙台市消防局, 名取市消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部	上記協定の実施細目
山形自動車道における消防業務に関する覚書	H 2. 10. 4	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	山形自動車道における消防業務について定める覚書
東北自動車道及び山形自動車道における救急業務に関する覚書	H 2. 10. 4	仙台市, 仙南地域広域行政事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	東北自動車道及び山形自動車道における救急業務の実施について定める覚書
三陸自動車道（仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間）における消火、救急及び救助業務等に関する覚書	H28. 3. 27	仙台市, 塩釜地区消防事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	三陸自動車道（仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間）における消火、救急及び救助等について定める覚書
三陸自動車道（仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間）における消火、救急及び救助業務等に関する協定書	H28. 3. 27	仙台市, 塩釜地区消防事務組合	三陸自動車道（仙台港北インターチェンジ～利府中インターチェンジ間）における消火、救急及び救助等について定める協定
仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務に関する覚書	H25. 7. 1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務について定める覚書
仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定書	H25. 7. 1	仙台市, 名取市, 仙南地域広域行政事務組合	仙台東部道路及び仙台南部道路における消防業務に関する相互応援について定める協定
仙台東部道路及び仙台南部道路消防相互応援協定に基づく実施細目	H25. 7. 1	仙台市消防局, 名取市消防本部, 仙南地域広域行政事務組合消防本部	上記協定の実施細目
仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火、救急及び救助業務等に関する覚書	H25. 12. 22	仙台市, 塩釜地区消防事務組合, 黒川地域行政事務組合, 東日本高速道路株式会社東北支社	仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火、救急及び救助等について定める覚書
仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火、救急及び救助業務等に関する協定書	H25. 12. 22	仙台市, 塩釜地区消防事務組合, 黒川地域行政事務組合	仙台北部道路（利府ジャンクション～富谷インターチェンジ間）における消火、救急及び救助等について定める協定

表-61 航空消防応援に関する応援協定等

(平成28年4月1日現在)

応援協定の名称	発効日	締結市町村等	協定の内容
宮城県広域航空消防応援協定書	H 4. 4. 1	宮城県、仙台市、名取市、岩沼市、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、栗原市、大崎地域広域行政事務組合、登米市、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合	宮城県の所有する防災ヘリコプターの応援に関し必要な事項を定める協定
宮城県内航空消防応援協定書	H13. 4. 1	仙台市、名取市、岩沼市、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、栗原市、大崎地域広域行政事務組合、登米市、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合	仙台市の所有する消防ヘリコプターの応援に関し必要な事項を定める協定
回転翼航空機の運航についての覚書	H 5. 4. 1	仙台市、宮城県	宮城県・仙台市の所有するヘリコプターの運航に関する覚書
東京消防庁・仙台市航空機消防相互応援協定(同覚書)	H 8. 1. 22	仙台市、東京消防庁	回転翼航空機及び乗務員の応援に関し必要な事項を定める協定
ヘリコプターテレビ電送システムによる情報提供に関する協定書	H 5. 10. 1	仙台市、宮城県	仙台市の所有するヘリコプターテレビ電送システムによる情報提供について定める協定
宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定書	H16. 4. 1	宮城県、仙台市、名取市、岩沼市、石巻地区広域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、栗原市、大崎地域広域行政事務組合、登米市、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、黒川地域行政事務組合	宮城県に派遣されている職員の応援派遣に関する手続等について定める協定
ヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による情報提供に関する協定書	H17. 6. 16	宮城県警察本部、仙台市	宮城県警察本部及び仙台市の各々が保有するヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による相互の情報提供について定める協定書

表-62 その他の応援協定等

(平成28年4月1日現在)

応援協定の名称	発効日	締結市町村等	協定の内容
宮城海上保安部と仙台市消防局との業務協定	S 46. 9. 1	宮城海上保安部、仙台市消防局	仙台塩釜港仙台区及び仙台市に属する海域における消火活動等についての協定
霞ヶ浦飛行場及びその周辺において、航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡・調整等に関する覚書	S 54. 4. 1	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地、仙台市消防局	霞ヶ浦飛行場及びその周辺において、航空事故及び航空事故に伴う災害の発生に際し、連絡調整を実施し円滑な消火・救難活動をするための覚書
市域境界線上に存する消防対象物の取扱いに関する協定	S 57. 4. 1	仙台市、塩釜地区消防事務組合	行政区域の境界線上に位置する消防対象物の取扱いに関する協定

応援協定の名称	発効日	締結市町村等	協定の内容
仙台空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定	H 6. 9. 8	仙台市、名取市、岩沼市、仙台空港事務所	仙台空港及びその周辺における消防救難活動についての協定
仙台空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定書に基づく覚書	H 6. 12. 27	仙台市消防局、名取市消防本部、岩沼市消防本部、仙台空港事務所	上記協定の覚書
大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定	H 8. 10. 15	(有)フタバタクシー	仙台市内に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の搬送業務に関して協力する
大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する応援協定	H10. 9. 1	(有)メモリアルサービス	大規模自然災害又は事故等により市内に多数の傷病者が発生した場合における傷病者の搬送に関する協定
災害救助犬の出動に関する協定	H10. 9. 1	(社)ジャパンケネルクラブ	市内の災害現場における人命検索にかかる災害救助犬の出動要請に関する協定
大規模災害時における災害活動への支援に関する協定	H21. 3. 18	宮城県解体工事業協同組合	大規模災害時における人的支援、物的支援及び技術的支援等の協力体制についての協定
鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書	H21. 12. 25	東日本旅客鉄道(株)仙台支社、東日本旅客鉄道(株)水戸支社、 東日本旅客鉄道(株)盛岡支社、日本貨物鉄道(株)、阿武隈急行(株)、仙台空港鉄道(株)、仙台臨海鉄道(株)、 仙台市消防局、名取市消防本部、岩沼市消防本部、登米市消防本部、栗原市消防本部、石巻地区広域行政事務組合消防本部、塩釜地区消防事務組合消防本部、亘理地区行政事務組合消防本部、仙南地域広域行政事務組合消防本部、大崎地域広域行政事務組合消防本部、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	鉄道災害発時における鉄道事業者と消防機関との、より迅速かつ効率的な消防活動及び安全管理体制の確保に関する協定
大規模災害時における酸素ガス等の供給協力に関する協定	H24. 10. 29	一般社団法人日本産業・医療ガス協会 東北地域本部	地震等の大規模災害時における円滑な消防活動体制の確保を目的とした酸素ガス等の供給協力に関する協定
MCA無線の相互通信に係る協定	H26. 2. 1	宮城県、宮城県医師会	MCA無線利用による相互通信に関する協定

防災に関する応援協定等

(1) 防災に関する応援協定等締結状況

現在、本市では、災害対策基本法に基づき他の地方公共団体相互間の応援、放送・通信機関との応援、

物資供給・輸送等に関して各業種団体との応援協定等を締結しています。

表-63 自治体協定

(平成28年4月1日現在)

応援協定等の名称	発効日	締結市町村等	協定等の概要
東北地区六都市災害時相互応援に関する協定	H 8. 5. 17	青森市、秋田市、盛岡市、山形市、仙台市、福島市	被災都市の要請に応え、又は要請を待たずに相互に応援を行う協定
災害時における宮城県市町村相互応援協定	H 16. 7. 26	宮城県、宮城県市長会、宮城県町村会	宮城県内市町村における災害時、相互に応援を行う協定
自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定	H 18. 4. 1	新潟市、仙台市、島原市、釧路市、墨田区、静岡市、福井市	被災都市の要請に応え、相互に救援協力、応急対策及び復旧対策を行う協定
21大都市災害時相互応援に関する協定	H 24. 10. 1	札幌市、仙台市、新潟市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	被災都市の要請に応え、相互に救援協力、応急対策及び復旧対策を行う協定
21大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	H 25. 3. 13	札幌市、仙台市、新潟市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市の民生主管部局	民生主管部局所管業務に関する大都市相互の災害時応援活動実施のため「21大都市災害時相互応援に関する協定」を補完するもの
21大都市衛生主管部局災害時相互応援に関する確認書	H 25. 3. 18	札幌市、仙台市、新潟市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市の衛生主管部局	衛生主管部局所管業務に関する大都市相互の災害時応援活動実施のため「21大都市災害時相互応援に関する協定」を補完するもの
石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	H 23. 7. 12	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市、北茨城市、千葉市、市川市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市、横須賀市、新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、東海市、知多市、四日市市、堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市、大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、中間市、唐津市、大分市、八代市、鹿児島市、うるま市	石油基地自治体協議会に加盟する団体が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、独自では十分応急措置ができない場合、相互に応援協力、災害対応を行う協定

応援協定等の名称	発効日	締結市町村等	協定等の概要
広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画	H26. 4. 1	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	東日本大震災での経験を踏まえ、迅速性と適切性をもった支援を実現するため、広域・大規模災害における広域支援のあり方を定めた「広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項」に基づき、広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体として総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となって被災者支援に取り組むため必要な事項を定めるもの。

表-64 放送・通信・広報に関する協定

(平成28年4月1日現在)

応援協定等の名称	発効日	締結市町村等	協定等の概要
災害時における放送要請(協力)に関する協定	S 58. 6. 1	(株)宮城テレビ放送	市内に災害が発生し、または、発生するおそれがある場合、放送により情報の伝達を行う協定
	S 58. 6. 1	日本放送協会仙台放送局	
	S 58. 6. 1	(株)エフエム仙台	
	S 58. 6. 1	(株)東日本放送	
	S 58. 6. 1	東北放送(株)	
	S 58. 6. 1	(株)仙台放送	
	H 8. 8. 5	株式会社仙台シティエフエム	
	H 12. 3. 1	せんだい泉エフエム放送株式会社	
	H 18. 9. 21	(株)ジェイコムイースト	
	H 18. 11. 24	仙台シーエーティヴィ(株)	
	H 19. 7. 9	エフエムたいはく株式会社	
災害時における放送要請(協力)に関する覚書(交通局)	H 24. 4. 19	エフエムたいはく株式会社	災害時における路線バス及び地下鉄の運行状況について、放送を依頼する覚書
	H 24. 4. 20	株式会社仙台シティエフエム	
	H 24. 4. 20	せんだい泉エフエム放送株式会社	
災害時における航空機の出動協力に関する協定	S 59. 9. 1	アイベックスアビエイション(株)	市内に災害が発生した場合等の情報収集、調査、広報等にかかる航空機の出動協力に関する協定
災害時における東北郵政局、仙台市間の協力に関する覚書	H 9. 6. 25	東北郵政局(現:郵便事業(株)東北支社・郵政局(㈱)東北支社)、仙台市	災害対応を円滑に遂行するための事項を定める協定
防災関連情報の受配信に関する協定	H 18. 3. 22	国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所、仙台市消防局	河川の画像情報等の受配信に関する協定
釜房ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定	H 18. 3. 28	国土交通省東北地方整備局釜房ダム管理所、仙台市	仙台市域の名取川周辺の住民に対する災害情報及び避難情報の伝達に関する協定
災害に係る情報発信等に関する協定	H 25. 3. 15	ヤフー株式会社	大規模災害に備え住民へ必要な情報を迅速に提供し、仙台市の行政機能低下を軽減するため協力し情報発信等を行う

応援協定等の名称	発効日	締結市町村等	協定等の概要
災害対策基本法施行令第22条に基づく協定	S 38. 4. 1	宮城県警察本部、仙台市	警察の通信設備の使用に関する手続きを定める協定
非常災害時のタクシー無線通信の利用に関する協定	S 54. 9. 1	仙台無線タクシー協同組合	非常災害時のタクシー無線の利用について定める協定
災害非常無線通信の協力に関する協定	S 56. 10. 14	仙台市職員アマチュア無線クラブ	災害が発生し、または発生するおそれがある場合の災害情報の伝達に関する協定
大規模災害時における情報提供に関する覚書	H 9. 6. 5	仙台市タクシー協会仙台地区総支部	非常災害時のタクシー無線の情報の提供に関する協定
「宮城県地域衛星通信ネットワーク整備事業」に係る設備の設置、運用及び維持管理に関する協定	H12. 3. 13	宮城県	設備の設置、運用及び維持管理に関する協定

表-65 施設復旧に関する協定

(平成28年4月1日現在)

応援協定等の名称	発効日	締結市町村等	協定等の概要
地震・洪水等非常事態における救援措置要綱	S 43. 6. 20	(社)日本ガス協会・東北部会	非常事態により広範囲な供給停止となった場合の日本ガス協会相互間の緊急連絡体制及び救援体制を定める要綱
災害時における応急措置の協力に関する協定	H 3. 9. 1	(社)仙台建設業協会	市内に災害が発生した場合の被害拡大防止、安全確保及び二次災害防止並びに仮復旧工事への協力に関する協定
仙南・仙塩広域水道の緊急時における受水市町相互応援給水に関する協定	H 4. 3. 19	宮城県及び17受水市町（仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、富谷町）	災害等により、宮城県仙南・仙塩広域水道からの送水が停止になった場合などに備えた相互応援給水に関する協定
災害時相互応援給水に関する協定	H 5. 3. 11	仙台市水道局、富谷町	災害等により、水道の供給が不能になった場合の相互応援給水に関する協定
下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（21大都市災害時相互応援に関する協定関連）	H 8. 5. 16	札幌市、仙台市、新潟市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市の下水道主管部局	大都市で災害が発生した場合の下水道に関する相互救援協力及び相互支援に関するルール
東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申合せ	H 8. 11. 15	国土交通省東北地方整備局、東北6県土木関係部局（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）、仙台市、日本道路公団東北支社（現：東日本高速道路株式会社）	大規模災害発生時等における、国土交通省所管公共施設に係わる災害が発生した場合等の情報提供、資機材貸し付け、職員派遣等の相互応援についての申し合わせ
災害時等における水道施設復旧等の応援に関する協定	H 9. 4. 1	宮城県管工業協同組合	地震等による水道施設被害の復旧等に必要な応援活動に関する協定
日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定	H 9. 5. 1	日本水道協会東北地方支部、日本水道協会東北各県支部（青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県）	地震、異常渇水等の水害における被災事業体の速やかな給水能力回復の応援活動に関する協定
北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール	H 9. 6. 16	北海道、東北7県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県）ほか	災害時における下水道災害の応援に関する申し合わせ

応援協定等の名称	発効日	締結市町村等	協定等の概要
災害時における復旧支援に関する覚書	H10. 9. 1	仙台市技能職団体連絡協議会	市内に災害が発生した場合の人的・物的被害の防止及び避難所を含む公共施設等の速やかな災害復旧の支援に関する協定
災害時相互応援計画(日本水道協会宮城県支部)	H11. 6. 30	日本水道協会宮城県支部会員	県内に水道災害が発生した場合の被災事業体の速やかな給水能力回復の応援活動に関する計画
災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定	H16. 12. 24	一般社団法人宮城県測量設計業協会仙台支部	災害時における道路施設、河川管理施設及び農林施設の被害状況調査等
水道施設事故発生時における施設の清掃のための業者斡旋に関する協定	H17. 3. 16	全環衛生事業協同組合	水道管・配水管において地震等の振動により発生した錆び水が受水槽に流入した場合の清掃業者の斡旋に関する協定
災害時における応急復旧の協力に関する協定	H17. 4. 1	(社)日本建設業連合会東北支部	地震等により鉄道施設等が被災した場合の応急復旧の協力に関する協定
地震等による住宅の被災軽減及び被災住宅の速やかな復旧に向けた基本協定	H17. 9. 15	独立行政法人住宅金融支援機構東北支店	地震等により被災した住宅の速やかな復旧に関する協定
地震災害時の漏水調査技術員の派遣に関する協定	H17. 11. 1	県内の漏水調査請負業者10社	大規模地震災害後の応急復旧時における漏水調査技術員の応援派遣に関する協定
下水道管路施設の災害時復旧応援に関する協定	H18. 1. 1	(社)日本下水道管路管理業協会東北支部、全環衛生事業協同組合、(株)泉	災害時における下水道管路施設の早期復旧の支援に関する協定
下水道処理施設等の災害時復旧応援に関する協定	H18. 1. 1	一般社団法人日本下水道施設管理業協会	災害時における下水道処理施設の早期復旧の支援に関する協定
災害時における他都市からの応援者宿泊等の受け入れに関する協定	H18. 2. 6 他	市内及び近郊の公共宿泊施設等5施設	他都市からの水道局応援者の宿泊等受け入れに関する協定
仙台市ガス局と仙台ガス工事協同組合との災害時応援協定	H18. 12. 22	仙台ガス工事協同組合	大規模地震等の災害時において、市独自ではガス供給施設の応急対策等が実施できない場合、本支管等の修理及び専焼発電需要家・天然ガスタンク等の点検についての応援協力に関する協定
仙台市ガス局と仙台ガスサービス株式会社及び仙台ガスエンジニアリング株式会社との災害時応援協定	H18. 12. 22	仙台ガスサービス株式会社、仙台ガスエンジニアリング株式会社	大規模地震等の災害時において、市独自ではガス供給施設の応急対策等が実施できない場合、緊急遮断弁(ESV)を設置している需要家における開閉栓業務についての応援協力に関する協定
水道施設事故発生時における車両の派遣に関する協定	H19. 2. 1	全環衛生事業協同組合	加圧式給水車の派遣に関する協定
災害時における応急対策業務に関する協定	H19. 2. 19	国土交通省東北地方整備局、東北6県(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)、仙台市、一般社団法人日本建設業連合会東北支部	国土交通省東北地方整備局並びに東北6県及び仙台市が所管する工事中の施設が、自然現象や災害により被災したときに、(社)日本土木工業協会東北支部に業務方法を定め、被害の拡大防止と早期復旧を期するための協定
水道施設事故発生時における応援に関する協定	H19. 10. 1	財仙台市水道サービス公社	災害時等、水道施設事故発生時における応援給水活動に関する協定
大規模災害時における主要公共施設等の宅内給水・排水設備の応急復旧措置に関する協定	H19. 11. 12	宮城県管工業協同組合	大規模災害発生時における、仙台市所管に属する主要公共施設等の宅内給水・排水設備の応急復旧措置に関する協定

応援協定等の名称	発効日	締結市町村等	協定等の概要
19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	H25. 3. 31	19大都市水道局(札幌市、仙台市、新潟市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)	災害発生時における飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供等に関する覚書
下水道管路施設の災害時緊急調査に関する覚書(下水道管路施設の災害時復旧応援に関する協定関連)	H21. 1. 19	全環衛生事業協同組合	大規模地震災害時において、想定される下水道管路施設の被害状況の緊急調査に関する協定
災害時における応急車両整備等の支援協力に関する協定	H21. 1. 30	(社)宮城県自動車整備振興会	大規模災害時における緊急車両・災害救援関係車両の応急整備及び仙台市の災害救援活動に対する資機材の貸出に関する協定
大規模災害時における災害応援協力に関する協定	H22. 1. 18	一般社団法人全国道路標識・標示業協会東北支部宮城県協会	大規模災害時における道路の安全確保のための応急措置に関する協定
大規模災害時における災害応援協力に関する協定	H22. 1. 19	宮城県交通安全施設業協会	大規模災害時における道路の安全確保のための応急措置に関する協定
水道施設事故発生時における応援に関する協定	H22. 3. 8	(株)宅配、第一環境(株)	地震等の災害により、広範囲で断水が発生した場合の応援に関する協定
公園緑地等に係る災害措置等の協力に関する協定	H22. 8. 31	(社)宮城県造園建設業協会	災害発生時において、仙台市が管理する公園緑地等の緊急及び応急措置等に関する協定
災害復旧等の協力に関する協定	H23. 2. 3	東北電力株式会社	大規模災害発生時における被災情報の共有、電力設備復旧の迅速かつ円滑な推進及び復旧拠点等施設の確保に関する協定
災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定	H23. 4. 1	一般社団法人みやぎ中小建設業協会	災害時における被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去に関する協定
仙台市水道局と新潟市水道局の災害相互応援に関する覚書	H24. 11. 20	新潟市水道局	災害発生時における応急給水・応急復旧等に必要な職員の派遣、必要な資機材、燃料、物資等の提供等に関する覚書
災害時における応急対策活動に関する協定	H26. 6. 1	廃棄物の収集運搬業務委託業者13社	自然災害、大規模事故等が発生した場合に必要な生活ごみ、避難所ごみ、し尿等の収集運搬その他の活動に関する協定
水道施設被害発生時における応急活動の協力に関する協定	H26. 11. 10	水道機工株式会社	水道施設被害発生時又は被害が予想される際の応急活動に係る職員の派遣、必要な資機材の提供等に関する協定
大雪時における道路の除雪・排雪作業等に関する協定	H26. 12. 3	一般社団法人仙台建設業協会	大雪時のバス停付近の除雪、路線バスの運行に支障となる箇所の排雪等
大雪時における道路の除雪・排雪作業等に関する協定	H26. 12. 3	一般社団法人宮城県造園建設業協会	大雪時の鉄道駅周辺の除雪、排雪場所の管理等
災害時における下水道管路施設の被災状況調査に関する協定	H27. 3. 27	協同組合宮城県地理情報センター	災害時における下水道管路施設の早期調査の支援に関する協定
水道施設への被害発生時における仮設配管資材等の供給協力に関する協定	H27. 6. 1	明和工業株式会社仙台営業所	水道施設被害発生時における、仮設配管資材等の供給協力に関する協定
水道施設への被害発生時における仮設配管資機材等の供給協力に関する協定	H27. 6. 5	旭ハウス工業株式会社	水道施設被害発生時における、仮設トイレ等の供給協力に関する協定
公管理浄化槽施設等の災害時復旧応援に関する協定	H27. 9. 1	協同組合仙台浄化槽センター	災害時における公管理浄化槽施設の早期復旧の支援に関する協定

応援協定等の名称	発効日	締結市町村等	協定等の概要
大規模災害時における宿泊施設の確保に関する協定	H27. 10. 1	株式会社アークホテル	大規模災害時における本市への応援職員の宿泊場所確保に関する協定
災害時における車両等の移動に関する協定	H27. 12. 3	一般社団法人仙台建設業協会、一般社団法人日本自動車連盟宮城支部	災害応急対策の支障となる車両その他物件の移動

表-66 物資供給・輸送に関する協定

(平成28年4月1日現在)

応援協定等の名称	発効日	締結市町村等	協定等の概要
災害時における食糧供給協力に関する協定	S 58. 5. 23	宮城県パン・米飯協同組合 (契約締結時 宮城県製パン協同組合)	市内に災害が発生した場合の応急給食活動への協力及び円滑な災害活動に関する協定
災害時における応急医薬品の供給協力に関する協定	S 59. 8. 31	宮城県医薬品卸組合	仙台市地域防災計画に基づく、応急救護医療活動への協力及び円滑な災害活動に関する協定
災害時における自動車用燃料等の供給協力に関する協定	S 59. 8. 31	JX日鉱日石エネルギー(株)東北支部	市内に災害が発生した場合の自動車に対する燃料の円滑な供給への協力及び災害活動に関する協定
災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	H 8. 3. 29	みやぎ生活協同組合	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H 9. 1. 17	(株)藤崎、(株)三越仙台店	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時における協力に関する協定	H 16. 6. 23	仙台地域葬儀会館連絡協議会	地震等が発生し、多数の死者が集中的に発生した場合、棺等葬祭用品の供給等の協力を求める協定
災害時における精米供給協力に関する協定	H 17. 3. 7	仙台農業協同組合	災害時における市民生活の安定を図るために、円滑な精米供給への協力に関する協定
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H 18. 12. 21	(株)エマルシェ(締結時 (株)さくら野百貨店)	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定	H 19. 2. 8 他	仮設トイレのレンタル業者7社	市内の災害発生時における応急措置のため、緊急に仮設トイレ等の物品の調達が必要となった場合に、要請により仮設トイレ等の設置を行う協定
災害時における救援物資等の提供に関する協定	H 19. 3. 13	仙台コカ・コーラボトリング(株)	地震等により大規模災害が発生した場合に地域貢献型自動販売機の製品を住民等に無償提供する協定
災害等におけるバス車両用燃料等の供給協力に関する協定(交通局)	H 19. 6. 29	宮城県石油商業協同組合	市内に災害等が発生した場合のバス車両に対する燃料等の円滑な供給に関する協定
大規模災害時におけるL Pガス用具等の提供等に関する協定	H 19. 7. 11	伊藤忠エネクスホームライフ東北(株)	大規模災害時に指定避難所等でL Pガスの提供とL Pガス用具等の貸与に関する協定
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H 19. 12. 3	イオンリテール(株) 東北カンパニー	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H 20. 2. 14	(株)セブン-イレブン・ジャパン	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H 20. 2. 18	(株)ヨークベニマル	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H 20. 3. 11	(株)ダイエー	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定

応援協定等の名称	発効日	締結市町村等	協定等の概要
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H20. 3. 19	財宮城県学校給食会	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時におけるストーマ用装具等の供給協力に関する協定	H20. 3. 26 他	市内のストーマ用装具を販売する薬局4社	災害発生時に指定避難所へ避難したオストメイト（人工肛門・人工膀胱増設者）に対し、ストーマ装具等を給付するのに必要な協力を求める協定
大規模災害時における機器材のリース等に関する協定	H21. 3. 18	宮城県建設機械リース業協会	大規模災害時において、指定避難所運営等の仙台市が行う災害対応及び復旧業務に必要となる機器材のリース等に関する協定
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H21. 7. 15	N P O 法人コメリ災害対策センター	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H21. 8. 7	(株)カインズ	市内に災害が発生した場合の市民生活の安定及び生活物資の円滑な供給協力に関する協定
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H24. 8. 30	(株)ファミリーマート	市内に災害が発生した場合の食料品、生活用品等の物資供給協力
全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	H24. 9. 1	全国中央卸売市場協会、同協会各支部 (全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市)	災害時における、生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策に関する協定
災害時における燃料および食料品等の物資の供給協力に関する協定	H24. 9. 6	カメリ(株)	市内に災害が発生した場合の公共施設等に要する燃料および市民用食料品の供給協力
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H24. 12. 21	合同会社西友	市内に災害が発生した場合に避難所などで必要となる生活物資の供給協力
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H25. 2. 18	(株)ローソン	市内に災害が発生した場合に避難所などで必要となる生活物資の供給協力
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	H25. 8. 12	イケア・ジャパン(株)	市内に災害が発生した場合に避難所などで必要となる生活物資の供給協力
災害時における段ボール製品の調達に関する協定	H27. 8. 4	東日本ダンボール工業組合	災害発時における段ボール製品の供給・運搬等にかかる協力協定
災害時における自動車輸送の協力に関する協定	S58. 5. 23	(社)宮城県トラック協会	市内に災害が発生した場合の物資輸送への協力及び災害活動に関する協定
代替輸送協定書	H19. 10. 29	東日本旅客鉄道(株)	列車の運行が不能となった場合、代替交通手段として他方が旅客の運送を行う協定
仙台市地下鉄運行不能時の協力に関する覚書	H24. 3. 30	公益社団法人宮城県バス協会	災害等による地下鉄運行不能時におけるバス輸送の協力に関する覚書
仙台市地下鉄運行不能時の協力に関する覚書	H26. 9. 1	宮城県タクシー協会仙台地区総支部	災害、事故などにより地下鉄が運行不能となった場合、災害対応のために駅係員が移動する際のタクシー配車の協力に関して定めたもの
災害時における物資の輸送及び保管等の協力に関する協定	H27. 3. 27	(公社) 宮城県トラック協会 宮城県倉庫協会	・ 灾害時における救援物資等の輸送及び保管、在庫管理 ・ 大規模災害時における物資集配拠点運営協力
仙台合同庁舎東北地方整備局ヘリポート使用に関する協定	H28. 3. 7	東北地方整備局 ほか	大規模災害発生時における、仙台合同庁舎東北地方整備局のヘリポート使用に関する協定
仙台合同庁舎東北地方整備局ヘリポート使用に関する細目	H28. 3. 7	東北地方整備局 ほか	大規模災害発生時における、仙台合同庁舎東北地方整備局のヘリポート使用に関する細目

表-67 医療救護に関する協定

(平成28年4月1日現在)

応援協定等の名称	発効日	締結市町村等	協定等の概要
災害時の医療救護活動に関する協定	H13. 3. 16	(社)仙台市医師会、(社)仙台歯科医師会	仙台市地域防災計画に基づく、災害時における医療救護活動に関する協定
災害時の救護活動に関する協定	H13. 3. 16	仙台市薬剤師会	仙台市地域防災計画に基づく、災害時における救護活動に関する協定
災害時における相互協力に関する覚書	H19. 3. 5	宮城県精神保健福祉センター	災害時、精神障害者及びこころのケアが必要な者に対し、迅速かつ円滑な支援を遂行するための覚書
北海道・東北・新潟地方衛生研究所における健康危機に対する広域連携協定書	H19. 3. 30	北海道、東北6県（青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県）、新潟県及び札幌市、函館市、仙台市、新潟市の地方衛生研究所（衛生試験所）	感染症、食中毒、飲料水、毒物劇物、薬物、生物・化学テロその他、人の生命健康が脅かされる「健康危機」に対し、情報交換、相互支援、研修等の広域連携を行う協定
宮城県災害派遣医療チーム（宮城DMAT）の派遣に関する協定	H21. 3. 30	宮城県保健福祉部 医療整備課	大規模な自然災害または事故における救急医療、病院支援等を行う宮城県災害派遣医療チーム（宮城DMAT）の運営に関する協定
災害時における病院間の相互支援に関する協定	H23. 12. 19	市立秋田総合病院 山形市立病院済生館	大規模災害発生時における、協定締結病院間による応急物資支援や人員派遣等を相互に行うための協定
大規模災害発時における鶴谷特別支援学校と仙台オープン病院の協力に関する協定	H26. 2. 6	公益財団法人仙台医療センター	大規模災害発時における、鶴谷特別支援学校と仙台オープン病院における、医療等支援及び避難場所の提供等に関する協定
災害時の医療救護活動に関する協定	H26. 4. 1	公益社団法人宮城県看護協会	仙台市地域防災計画に基づく、災害時における救護活動に関する協定

表-68 調査・研究に関する協定

(平成28年4月1日現在)

応援協定等の名称	発効日	締結市町村等	協定等の概要
国立大学法人東北大学大学院理学研究科及び工学研究科と仙台市との連携と協力に関する協定	H18. 9. 1	国立大学法人東北大学大学院理学研究科及び工学研究科、仙台市	仙台市域における地震・津波災害の危険性について共通の認識に立ち、地震・津波災害を軽減するために連携・協力を推進する協定
仙台市と国立大学法人東北大学災害科学国際研究所との連携と協力に関する協定	H26. 1. 9	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所、仙台市	それぞれが有する資源の活用を図り、地域社会の復興と発展、新たな防災・減災のまちづくり、社会のニーズに対応した研究、人材育成を行うための協定

表-69 その他の協定

(平成28年4月1日現在)

応援協定等の名称	発効日	締結市町村等	協定等の概要
仙台市職員退職者団体連合会との防災活動に関する協定	H18. 9. 1	仙台市職員退職者団体連合会	大規模災害時において、全市をあげての災害対応の取組みが必要とされる中で、職員退職者へ避難所運営業務補助などの協力を要請する協定
福祉避難所への介護員の派遣協力に関する協定	H25. 7. 1	市内の福祉施設等を運営する法人等52団体	大規模災害発時における、福祉避難所を開設した場合に、訪問介護事業所介護員の派遣に関する協定
福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定	H26. 3. 1 他	市内の福祉施設を管理する法人等68団体	災害発時に指定避難所での避難生活が困難な高齢者、障害者等の災害時要援護者の二次避難所として「福祉避難所」を開設するにあたり必要な協力を求める協定

応援協定等の名称	発効日	締結市町村等	協定等の概要
津波発生時における緊急一時的な津波避難施設としての使用に関する協定	H20. 5. 1 他	キリンビール(株)仙台工場、横浜冷凍(株)仙台物流センター、仙台冷蔵倉庫株式会社、センコー株式会社東北主管支店、仙台水族館開発(株)、宮城県	津波警戒区域外へ避難する暇がない住民等を対象とした、津波発生時における緊急一時的な避難場所として使用することに関する協定
津波発生時における緊急一時的な津波避難施設としての使用に関する協定	H24. 11. 20他	日鐵住金建材(株)	津波警戒区域外へ避難する暇がない住民等を対象とした、津波発生時における緊急一時的な避難場所として使用することに関する協定
大規模災害時における災害対応に係る仙台市市民活動サポートセンターの施設利用、施設管理等に関する覚書	H22. 4. 1	特定非営利活動法人せんだい・みやぎN P Oセンター	災害ボランティアセンターに係る設置要請及び施設提供に関する事務取扱要領(平成19年8月10日市長決裁／消防局所管)に基づき、該当施設の指定管理者と大規模災害時の施設利用及び施設管理について交わしている覚書。
大規模災害時における災害対応に係るせんだいメディアパークの施設利用、施設管理等に関する覚書	H24. 4. 1	公益財団法人仙台市市民文化事業団	大規模災害時に災害ボランティアセンターに施設を提供すること
大規模災害時における災害対応に係る施設利用及び施設管理等に関する覚書	H25. 4. 1	公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	大規模災害時に必要な場合は、市民センターの施設をボランティアセンターとして提供すること等を定めるもの(「災害ボランティアセンターに係る設置要請及び施設提供に関する事務取扱要領」による)
災害時における市民センターの避難所運営に関する基本協定	H27. 6. 1	公益財団法人仙台・ひとまち交流財団	災害時において地域防災計画に基づく避難所として使用する市民センターの運営に関して、指定管理者の職員が施設管理者としてかかわる基本的事項を定めるもの。
災害時における市民センターの避難所運営に関する覚書	H27. 6. 1	公益財団法人仙台・ひとまち交流財団	上記基本協定書に基づき、市民センターを避難所として使用する際の運営等について定めるもの。
災害時における隊友会の協力に関する協定	H22. 12. 22	社団法人隊友会宮城県隊友会	大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために行う災害復旧活動の支援及び補助に関する協定
災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	H24. 8. 9	佐藤工業株式会社	大規模災害等による交通手段の途絶に伴う帰宅困難者への人的、物的支援に関する協定
災害時における帰宅困難者の対応に関する協定書	H25. 3. 7	東日本旅客鉄道株式会社	大規模災害発生時に交通が途絶した場合における仙台駅周辺の帰宅困難者の対応に関する協定
災害時における帰宅困難者の支援に関する協定	H25. 6. 26	ゼビオ株式会社	大規模災害等による交通手段の途絶に伴う帰宅困難者への人的、物的支援に関する協定
災害時における帰宅困難者の支援に関する協定	H26. 4. 11	株式会社仙台ターミナルビル	大規模災害等による交通手段の途絶に伴う帰宅困難者への人的、物的支援に関する協定
災害時における帰宅困難者の支援に関する協定	H26. 4. 24	学校法人東北学院 東北学院大学	大規模災害等による交通手段の途絶に伴う帰宅困難者への人的、物的支援に関する協定
災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	H26. 8. 28	宮城県、フランチャイズチェーン加盟店13社	大規模災害による交通手段の途絶に伴う帰宅困難者への物等の支援に関する協定
災害時における帰宅困難者の支援に関する協定	H26. 10. 27	宮城第一信用金庫	大規模災害等による交通手段の途絶に伴う帰宅困難者への人的、物的支援に関する協定
災害時における帰宅困難者の支援に関する協定	H27. 6. 8	株式会社あいあーる	大規模災害等による交通手段の途絶に伴う帰宅困難者への人的、物的支援に関する協定

応援協定等の名称	発効日	締結市町村等	協定等の概要
災害時における帰宅困難者の支援に関する協定	H28. 2. 1	A E R 管理組合	大規模災害等による交通手段の途絶に伴う帰宅困難者への人的、物的支援に関する協定
災害時における動物救護活動に関する協定	H25. 6. 10	公益社団法人仙台市獣医師会	大規模災害等による被災動物の保護・収容等救護活動に関する協定
仙台市防災行政用無線局設置等に関する覚書	H25.9.1 他	キリンビール(株)仙台工場ほか仙台市内156か所	仙台市防災行政用無線局設置及び運用に関する覚書
特設公衆電話の事前設置・利用に関する覚書	H25. 12. 18	東日本電信電話(株)宮城支店	大規模災害時における非常用電話（特設公衆電話）の事前設置及び利用、管理に関する覚書
地震災害時における大規模な建築物の応急危険度判定の協力に関する協定	H26. 3. 27	一般社団法人日本建築構造技術者協会東北支部、一般社団法人東北建築構造設計事務所協会	地震災害が発生した場合の、大規模建築物の応急危険度判定実施に関する協定
地震災害時における避難所等の応急危険度判定に関する協定	H26. 6. 6	公益社団法人日本建築家協会宮城地域会、一般社団法人仙台建設業協会、宮城県建築士会仙台支部、一般社団法人宮城県建築士事務所協会	地震災害が発生した場合の、避難所等の応急危険度判定実施に関する協定
大規模災害時における相談業務の応援に関する協定	H26. 8. 27	宮城県災害復興支援士業連絡会	大規模災害発生時における、相談業務の応援に関する協定
大規模災害時における公衆無線LANの無料開放にかかる協定	H27. 2. 16	クリスロード商店街振興組合 一番町四丁目商店街振興組合 一番町一番街商店街振興組合 サンモール一番町商店街振興組合	商店街等は大規模災害時に、来街者へ公衆無線LAN（Wi-Fi）を無料開放する 市は区域内で利用環境が整備されている旨を表示する
災害時における老人福祉施設の応援、協力に関する基本協定	H28. 2. 12	仙台市老人福祉施設協議会	被災した老人福祉施設の利用者や被災地域の要援護者の支援に関する協定

統 計 資 料

沿革

年号	主なできごと (①= 1月をあらわす)	主な災害
昭和 23	⑪仙台市消防本部の発足 消防本部に2係(庶務、消防)を置く 仙台北・南常備消防部を北・南消防署に改組する(5分遣所)	②東一番町中央マーケット火災 ⑨アイオン台風の襲来
24	⑤仙台市火災予防条例の制定 ⑦消防警察相互応援協定を締結する ⑨消防本部を庶務課(庶務係、経理係)、消防課(予防係、消防係)に組織改正する	③東五番丁火災 ⑥八軒中学校全焼
25	⑦水防協議会条例の制定 ⑨新市域(原町、岩切、高砂、長町、西多賀、中田)の各分団を支團に改称する ⑪全国消防長連絡協議会に加入、東北支部長都市となる	⑧熱帯低気圧による豪雨 ⑪東北振興ゴム火災
26	④少年消防クラブを結成、消防教室を開講する ⑫第1回消防検定を実施する	②東一市場火災 ④二日町大火
27	②消防本部、北消防署庁舎を開庁する ②一斉指令機10回線交換機40回線を設置する ⑩火災出動途上職員1名殉職	①仙台銀座火災
28	③仙台市消防団に関する条例の制定 ⑥消防本部庶務課に教養係、消防課に機械係を設け2課6係に組織改正する	①東五番丁駅前マーケット火災
29	②南消防連絡協議会の結成 ⑥北消防連絡協議会の結成 ⑦機関員技能等級審査の発足 ⑪仙台防火委員会の結成	②県立工業高等学校火災
30	①中短波無線電話(基地局1、移動局4)の運用を開始する	②仙台銀座火災 ⑩仙台駅火災
31	③日乃出劇場火災防御活動により国家消防本部表彰を受ける ④生出村を編入、消防団員を南消防団に編入する ⑥南消防署長町分遣所を長町広岡に移転改築する	②日乃出劇場火災
32	③新市域(原町、岩切、高砂、長町、西多賀、中田)の各消防団支團を分團に改称する ④仙台市消防団員等公務災害補償条例の制定 ④各分団に予防部を設け、庶務、予防、消防の3部とし、地域により水防部を設置する ⑥南消防署荒町分遣所を廃止し、連防小路分遣所を新築する ⑪消防本部を消防局と改称する	②付属中学校火災
33	⑦北消防署原町分遣所を廃止し、東消防署を新築開署、東消防団を新設する ⑫岩切に仮分遣所を設置する	
34	③はしご車、化学車各1台を配置する ③一斉指令機を80回線とする ④消防音楽隊の発足 ④東自衛消防連絡協議会の結成 ⑪庶務課を総務課、消防課を警防課に改称し、予防課を新設、警防課に通信係を設置、分遣所を出張所に改称する	①六郷中学校火災1棟全焼
35	③北消防署を増築し、東消防署岩切出張所を新築する ③放水搭車、広報照明車を配置する ⑪消防団の機構を改め、3団33分団とする	①孝勝寺火災 ③追廻住宅火災 ⑤チリ地震津波

年号	主なできごと (①= 1月をあらわす)	主な災害
36	④警防課に救急隊を設け、救急業務を開始する ⑤北消防署片平丁出張所を新築開所する ⑨第1回防火管理に関する講習会を実施する ⑪ケルン式移動訓練塔を配備、高層建物訓練を実施する	⑨東北管区警察局火災
37	②中短波無線電話を超短波に切り替える ③健康都市宣言を機に、花いっぱい運動を展開する	③連坊小路小学校火災
38	⑦仙台市危険物安全協会の設立 ⑩南消防署を新弓の町に移転改築する ⑩仙台市消防本部及び消防署条例の制定 ⑩仙台市消防団条例の制定	⑤岩切中学校火災
39	③仙台市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の制定 ⑥南消防署西多賀出張所を新築開所する ⑫北・南消防署で救急業務を開始する	①安田病院火災 ③仙台駅前東宝ビル火災、職員1名殉職
40	④消防局に次長を置く ⑥北消防署小松島出張所を新築開所する ⑩東消防署で救急業務を開始する ⑪消防局を市役所庁舎6階に移転する ⑪一斉指令機60回線に更新する	②原町小学校火災 ③育英高等学校火災
41	④南消防署南小泉出張所を新築開所する ⑦北消防署に特別消防隊を置く ⑫北消防署に32メートル級はしご車を配置する	②長町まるしん火災 ⑨台風26号来襲 被害甚大
42	⑤北消防署新坂通出張所を廃止、国見出張所を新築開所する	④苦竹東北ニチレナイロン倉庫火災
43	③南消防署中田出張所を新築開所する	②長町中学校火災
44	④消防副士長制度の創設 ⑦東消防署高砂出張所を移転改築する ⑧専従査察員制度の創設	⑤東北大大学教養部火災 ⑫土橋通土橋アパート火災
45	⑤望楼勤務の昼間全面中止 ⑦救急車のサイレンを電子サイレンに切り替える ⑫南消防署南小泉出張所に救急隊を置く	⑫南小泉中学校火災
46	④消防局予防課に危険物係を置く ⑤鶴ヶ谷団地内に職員待機宿舎を新築する ⑩家庭防火連絡員制度の創設	②上杉山中学校火災
47	④分隊制度の創設 ④通信指令室に救急指令センターを設置する ④東消防署鶴谷出張所を新築開所する ⑨第1回消防救助技術全国大会に参加する ⑪警防課に救急防災係を置く	⑫社会保険病院火災
48	④婦人消防査察員制度の創設 ⑪南消防署八木山出張所を新築開所する	⑫東七番丁東部ラバー火災
49	⑧北消防署荒巻出張所を新築開所する ⑩南消防署に特別消防隊を置く	⑫ストリップ劇場リド火災 ⑤アルサロ龍宮火災 ⑨宮城県大雨
50	⑤予防課調査係を建築設備係と改称する ⑩総務課教養係を人事教養係と改称する ⑩東消防署に特別消防隊を置く ⑫南消防署連坊小路出張所を改築し、特別消防隊を本署から配置換えする	⑦東北大医学部火災
51	④起震機を製作する	⑥東九番丁島田製作所火災
52	⑫東消防署を増改築する ⑤通信指令室を司令課に昇格する ⑩婦人消防査察員制度を婦人防火指導員制度に改める ⑫東消防署岩切出張所を移転改築する ⑫南消防署六郷出張所を新築開所する	⑫仙台駅前大慶ビル火災

年号	主なできごと (①=1月をあらわす)	主な災害
53	⑤P C 住宅火災実験を実施する ⑫大型高所放水車・大型化学車・泡原液搬送車の三点セットを配置する	⑥宮城県沖地震発生, M7.4 各地で被害甚大
54	④東消防署港出張所を新築開所する ④大型水槽車(10t), 電源照明車を配置する ④街頭消火器の設置はじまる ⑥災害に強い街づくりをめざし「防災都市」を宣言する ⑨宮城県沖地震の消防活動功績により内閣総理大臣賞を受賞する ⑩消防局・北消防署庁舎新築着工する	④東北劇場火災
55	④コミュニティ防災センターの建設はじまる ⑥北消防署小松島出張所を移転改築する	①福沢町南部木材他火災
56	④消防局・北消防署庁舎の竣工開庁 ④署に査察係を置く	①一番町一丁目栄光時計店火災
57	⑫防火基準適合要綱に基づく「適マーク」を旅館・ホテルに交付する ④署の査察検査係を分離し、査察係、建築保安係を置く	⑫福室字弁当一般住宅火災 4名焼死 ⑨台風18号来襲
58	⑫自動車電話からの119番通報の受信を開始する(2回線) ⑨東消防署を苦竹三丁目に移転新築する ⑨東消防署原町出張所を開所する ⑪劇場・映画館・大規模店舗等に「適マーク」を交付する	④県民の森、太白山林野火災
59	⑦第2回幼年消防全国大会を開催する	⑪南鍛冶町住宅火災 7棟焼損
60	⑧仙台市消防団に関する検討委員会設置、消防団のあり方について諮詢する ⑩秋保町との消防応援協定を締結する ⑩東消防署原町出張所に救急隊を置く ⑫消防団のあり方について答申される	⑨支倉町スーパー丸金火災 ⑫救急出場件数が1万件を突破する
61	④国際消防救助隊(IRT)発足、合同訓練に参加する	⑧8.5豪雨発生被害甚大
62	⑪宮城町と仙台市が合併、宮城町消防本部を宮城消防署に、宮城町消防団を宮城消防団とする	③東北自動車道車両火災 ⑤西中田市営アパート火災
63	③泉市、秋保町と仙台市が合併、泉市消防本部を泉消防署、秋保町消防団常備部を南消防署秋保出張所とし、泉市消防団を泉消防団に、秋保町消防団を秋保消防団とする ③北消防署片平丁出張所を改築する ③社団法人仙台市防災安全協会の設立 ④消防局に警防部、北・南・東消防署に警防課、予防課を新設する	
64	④政令指定都市移行に伴い大幅な機構改革を実施、消防局に総務部新設、市民局から防災対策課を移管し防災課とする ④南消防署管轄を分割し太白消防署を新築開署する ④南消防団を若林消防団と太白消防団に分割する ④北・東・南消防署を青葉・宮城野・若林消防署と改称する	⑨～⑩仙台市地下鉄連続放火
平成元	④総務部管理課に消防団係を置く ⑩太白消防署に特別救助隊を置く ⑪都市水害対策委員会を設置する	⑩環境事業局今泉清掃工場可燃性ガス爆発
2	①ヘリコプター導入委員会調査研究部会を設置する ④泉消防署松陵出張所を新築開所する ④消防局警防部に救急救助課を新設する ⑦総合防災情報システムの運用を開始する	⑤宮城野区新田地区連続放火
3	③高規格救急自動車を初めて配置する ④宮城消防署熊ヶ根出張所を新築開所する ⑤若林消防署を移転改築する ⑤若林消防署河原町出張所を開所し、救急隊を置く ⑤若林消防署南小泉出張所を廃止する ⑤第44回全国消防長会総会を開催する ⑪消防航空隊庁舎を新築開所し、消防ヘリコプターを配置する	④秋保町馬場地区住宅火災

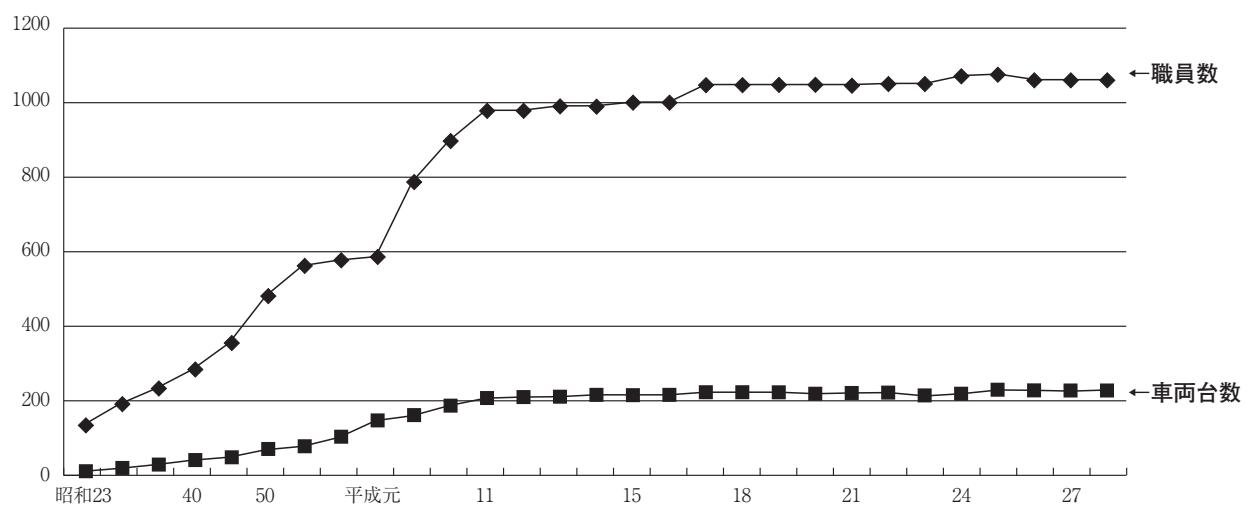
年号	主なできごと (①= 1月をあらわす)	主な災害
5	④警防部に消防航空隊を新設し、消防ヘリコプターの運用を開始する ④太白消防署秋保出張所を移転改築する ④泉消防署高森出張所を新築開所する ⑩青葉消防署に第二救急隊を配置する	①株しまかげ工場火災
6	④宮城野消防署原町出張所を改築する ④太白消防署茂庭出張所を新築開所する ⑨救急救命研修所を開所する	②(株)昭和コーポレーション倉庫火災
7	①阪神・淡路大震災で神戸市にヘリコプターなど救援隊を派遣する ⑦消防団のあり方に関する検討委員会を設置し、消防団のあり方について諮詢する ⑨消防音楽隊にカラーガード隊「グリーンジュエルズ SENDAI」を発足する ⑪消防団のあり方について答申される ⑪太白消防署中田出張所移転新築し、救急隊を置く ⑫緊急消防援助隊の発足、合同訓練（東京都）に参加する	
8	③支援車・救助工作車Ⅲ型を導入する ④女性消防吏員をはじめて採用する ④高所監視カメラ及び衛星地球局の運用を開始する ④宮城野消防署岩切出張所に救急隊を置く ④青葉消防署国見出張所を移転改築し、青葉消防署から救急隊を配置換えする ⑨仙台市災害時消防支援協力員制度の創設 ⑪宮城消防署熊ヶ根出張所に救急隊を置く ⑫緊急消防援助隊北海道・東北ブロック合同訓練（港地区）に参加する	①東建設(株)作業場火災
9	④消防局に防災部を新設、警防部司令課を防災部指令課とする ⑤女性消防団員をはじめて採用する ⑩宮城消防署を改築する	①東北石油火災 ④秋保町湯元地区林野火災
10	③救急救命研修所を開所する ③全ての自動車・携帯電話からの119番通報の受信を開始する ④警防部予防課建築設備係を予防課予防係に統合する ④宮城消防署に特別救助隊を置く ⑨岩手県内陸北部地震に緊急消防援助隊を派遣する	
11	③宮城野消防署高砂出張所及び港出張所を廃止する ④宮城野消防署高砂分署を新築開署し、救急隊を置く ⑤第51回全国消防長会総会を開催する ⑥救急サポートセンターを開所する ⑨救急ヘリコプターの運用を開始する ⑨台湾地震に国際救助隊（IRT）を派遣する	
12	④救急救助課救急救助係を救急課救急係に、警防課特殊災害係を計画救助係に改称する ④県事務の一部委譲を受ける ⑩第2回緊急消防援助隊全国合同訓練（東京都）に参加する ④有珠山噴火災害に緊急消防援助隊を派遣する ⑫泉消防署を改築する	⑦東北石油火災 ⑨東北大昭和舎火災
13	②仙台市消防ヘリポートの運用を開始する ④若林消防署荒浜航空分署を新築開署し、航空隊、救急隊、救助隊を置く ⑦宮城県沖地震災害対応プロジェクトを設置し、新たな地震対策事業に取り組む	②東北大医学部サークル棟火災
14	④太白消防署長町出張所を移転改築し、救急隊を置く ④新地震体験車「ぐらら」を導入し、運用を開始する	

年号	主なできごと（①=1月をあらわす）	主な災害
15	<ul style="list-style-type: none"> ④危機管理体制強化のため、危機管理監を配置する ④防災部を防災安全部に、防災課を防災安全課に、事業推進係を安全推進係に、災害対策係を応急対策係に組織改編する ④防災部指令課通信管理係を廃止し、その事務を総務部管理課に統合し、管理課企画係を企画情報係に、同管理係を施設設備係に組織改編する ④各消防署の警防課及び宮城消防署に救急係を新設する ④警防部予防課に指導係を新設する ④各消防署（宮城署除く）の予防課検察係、建築保安係を統合し、指導係として再編する ⑤アルジェリア北部地震に国際消防救助隊（IRT）を派遣する ⑥警防部に地震災害対策強化担当（地震防災アドバイザー）を配置 ⑧全国消防救助技術大会を開催する（仙台市） ⑨十勝沖地震災害に緊急消防援助隊を派遣する 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤宮城県沖を震源とする地震発生 M7.0 (仙台市内で最大震度5弱) ⑦宮城県北部を震源とする地震発生 M6.4 (仙台市内で最大震度5弱)
16	<ul style="list-style-type: none"> ④警防部救急課救急係を同救急管理係、同救急指導係として再編する ④緊急消防援助隊の法制化に伴う発足式に参加する ⑦気管挿管認定救命士の運用を開始する ⑦新潟・福島豪雨災害に緊急消防援助隊を派遣する ⑩新潟県中越地震災害に緊急消防援助隊を派遣する 	<ul style="list-style-type: none"> ⑩新日本石油精製株仙台製油所火災
17	<ul style="list-style-type: none"> ④泉消防署根白石出張所を新築開所し、救急隊を置く ④仙台市救急ステーションを新築開所し、救急隊を置くほかドクターカーの運用を開始する ⑥心肺機能停止傷病者に対してPA連携による救命措置を開始する ⑥第3回緊急消防援助隊全国合同訓練（静岡市）に参加する ⑪消防ヘリコプター2号機を導入し、限定変更訓練を開始する 	<ul style="list-style-type: none"> ④アーケードトラック暴走事故 ⑤萬歳食品工業株火災 ⑥新日本石油精製株仙台製油所火災 ⑧宮城県沖を震源とする地震発生 M7.2（仙台市内で最大震度5強）
18	<ul style="list-style-type: none"> ②総合防災情報システムを更新し運用を開始する ④防災安全部に危機管理室、警防部予防課に保安係を新設する ④薬剤投与認定救命士の運用を開始する ④災害情報提供システムの運用を開始する ⑤消防力の整備の在り方に関する懇話会を設置し、消防力の整備の在り方について提言を依頼する ⑦消防団の組織及び制度の多様化に関する検討委員会を設置し、消防団の組織及び制度について検討を行う ⑧消防ヘリコプター2号機の運用を開始する ⑩消防力の整備の在り方について提言される ⑩地震防災アドバイザー制度を拡充し、各消防署へ地域地震防災アドバイザーを配置する 	
19	<ul style="list-style-type: none"> ①総合的消防力の整備方針を策定し、消防力の一層の向上に取り組む ③消防団の組織及び制度について報告を受ける ④危機管理監が市長部局へ配置換えされるとともに、防災安全部危機管理室を政策調整局に移管する ④防災安全部指令課に指令第三係を新設し、指令課の勤務体制を3部制とする ④特別機動救助隊を新設、青葉消防署・若林消防署に配置し運用を開始する ④N B C（特殊災害対応）車両を青葉消防署に配置する ④各消防署に特別消防隊を配置し、運用を開始する ⑦新潟県中越沖地震災害に緊急消防援助隊を派遣する 	

年号	主なできごと (①= 1月をあらわす)	主な災害
20	④若林消防署河原町出張所を廃止する ④消防団出場指令システムの運用を開始する ④青葉消防署・若林消防署に消防救助係を新設する ⑥平成20年岩手宮城内陸地震に緊急消防援助隊を派遣する ⑦岩手県沿岸北部を震源とする地震に緊急消防援助隊を派遣する ⑦宮城野消防署鶴谷出張所新庁舎の完成に伴い、同庁舎に泉消防署南光台出張所を仮移転する	⑥平成20年岩手宮城内陸地震発生 M7.2 (仙台市内で最大震度5強) ⑪JFE条鋼仙台製造所火災 ⑪白雪とうふ(株)火災 ⑪六郷の杜火災
21	②携帯電話・IP電話等位置情報通知システムの運用を開始する ②消防団協力事業所制度の運用を開始する ④若林消防署河原町分署を新築開署し、若林消防署から消防救助係を移設する ④若林消防署連坊出張所を廃止する ④大型プロアー車及び燃料補給車を青葉消防署へ配置する ⑨応急手当協力事業所表示制度（杜の都ハートエイド）の運用を開始する	
22	④病院照会サポートシステムの運用を開始する ④遠距離大量送水システムを青葉消防署に配置する ⑧機動鑑識車を消防局警防部警防課へ配置する ⑪青葉消防署荒巻出張所を移転改築し、救急隊を置く ⑪泉消防署八乙女分署を新築開署し、青葉消防署から消防救助係を移設する ⑪泉消防署南光台・加茂出張所を廃止する ⑪宮城野消防署鶴谷出張所に救急隊を置く	②チリ中部沿岸を震源とする地震による津波
23	④消防ヘリコプター1号機を更新する ⑤警防部危険物保安課を新設する	③東日本大震災M9.0 沿岸部で被害甚大
24	④防災安全部を廃止する ④防災業務の全体的な調整機能の強化等を図るため防災企画課・減災推進課を新設する ④予防部を新設し、予防課・危険物保安課を移管する ④予防部予防課に調査係を新設する ④若林消防署荒浜航空分署を廃止し、警防部に消防航空隊を新設する ④警防部に指令課を移管する ⑧緊急速報メールによる津波情報の配信を開始する ⑪地域防災リーダー養成を開始する	
25	②応急手当WEB講習及び救命ナビアプリケーションの運用を開始する ④重機及び搬送車を泉消防署に配置する ④太白消防署八木山出張所を移転改築し、救急隊を置く ④防災企画課に避難施設整備室を新設する ④双葉地方広域市町村圏組合消防本部へ消防職員を派遣する	④泉岳自然ふれあい館火災
26	④全般的な調整機能の強化を図るため防災企画課、減災推進課を市長部局に移管する ④総務部管理課企画情報係及び施設設備係を同企画広報係、施設係及び情報通信整備室として再編する ⑥消防救急デジタル無線（共通波）の運用を開始する ⑧フェイスブックの運用を開始する ⑪仙台市救急ステーションを移転開所する	
27	④宮城野消防署岩切出張所を移転改築する	
28	③消防救急デジタル無線（活動波）の運用を開始する ④宮城野消防署・泉消防署において災害対応自家用給油取扱所の運用を開始する ④救急車における現場急行支援システム（FAST）の運用を開始する	

消防力の推移

区分	市域面積	署 所 数	職員数(定数)	車両台数	消防水利数
昭和23	188.21	2署5分遣所	134	11	
29	188.21	2署5分遣所	191	19	1,777
34	236.85	3署5出張所	233	29	2,036
40	236.85	3署8出張所	284	41	2,439
45	236.88	3署10出張所	355	49	3,630
50	237.05	3署13出張所	481	69	5,696
55	237.05	3署15出張所	562	78	7,816
60	237.05	3署16出張所	577	102	9,156
62	237.05	5署19出張所	586	147	12,543
平成元	788.05	6署18出張所	787	160	12,859
5	788.05	6署21出張所	897	187	14,187
10	788.08	6署22出張所	978	207	15,731
11	788.08	6署1分署20出張所	978	210	15,984
13	788.09	6署2分署20出張所	990	211	16,403
14	788.09	6署2分署20出張所	990	216	16,526
15	788.09	6署2分署20出張所	1,000	216	16,667
16	788.09	6署2分署20出張所	1,000	216	16,804
17	788.09	6署2分署21出張所	1,047	223	16,922
18	788.09	6署2分署21出張所	1,047	223	17,150
19	788.09	6署2分署21出張所	1,047	223	17,302
20	788.09	6署2分署20出張所	1,047	219	17,390
21	788.09	6署3分署19出張所	1,047	221	17,456
22	788.09	6署3分署19出張所	1,050	222	17,504
23	788.09	6署4分署17出張所	1,050	213	17,548
24	785.85	6署3分署17出張所	1,071	219	17,576
25	785.85	6署3分署17出張所	1,075	229	17,601
26	785.85	6署3分署17出張所	1,060	228	17,631
27	786.30	6署3分署17出張所	1,060	226	17,669
28	786.30	6署3分署17出張所	1,070	229	17,746



消防職員

階級別・年齢別消防職員数

(平成28年4月1日現在)

年齢	合計	消防吏員									その他 の職員	
		小計	司監	正監	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長		
		1,104	1,090	1	5	8	71	131	325	276	6	267
18	5	5										5
19	10	10										10
20	8	8										8
21	11	11										11
22	33	33										33
23	27	27										27
24	37	37								3		34
25	23	23								1		22
26	25	25								3		22
27	24	24							2	11		11
28	22	21								7		14
29	40	40							2	19		19
30	31	30							3	14		13
31	30	29							5	13		11
32	31	31						1	10	15		5
33	16	16							5	9		2
34	41	41				1	1	17	16			6
35	27	26							10	15		1
36	31	31						4	12	11		4
37	18	18						2	6	8		2
38	26	25						5	13	6		1
39	27	26						4	17	5		1
40	46	46						4	17	22		3
41	38	38					1	4	20	12		1
42	31	30					1	5	13	10	1	1
43	28	27						3	20	2	1	1
44	34	34					2	5	17	7	3	
45	36	36					1	10	19	5		1
46	28	27					2	6	10	9		1
47	22	22						9	7	6		
48	28	27					3	8	12	3	1	1
49	27	27					4	7	12	4		
50	16	16					4	5	3	4		
51	22	21					5	4	9	3		1
52	19	19				1	6	5	5	2		
53	23	23		1			4	5	8	5		
54	22	22					5	8	7	2		
55	23	22				1	4	3	8	6		1
56	27	26				1	7	4	9	5		1
57	28	27				2	4	4	8	9		1
58	24	24		2	2	7	6	4	3			
59	39	39	1	2	1	10	9	15	1			
60	0	0										
平均年齢	39.4	39.3	59.0	57.4	56.5	53.1	48.1	43.8	38.5	44.2	25.8	42.8

※ 再任用職員は含まず。

職員勤続年数構成表

(平成28年4月1日現在)

勤続年数	合計	消防吏員									その他 の職員	
		小計	司監	正監	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長		
		1,104	1,090	1	5	8	71	131	325	276	6	267
~1	54	53							1		52	1
1~2	46	45				1		4			40	1
2~3	40	40							3		37	
3~4	33	33							2		31	
4~5	35	35						1	6		28	
5~6	25	24					1	1	14		8	1
6~7	29	29						3	9		17	
7~8	35	34						5	17		12	1
8~9	38	38						5	19		14	
9~10	29	28					1	7	14		6	1
10~11	18	18						8	8		2	
11~12	24	24					1	6	14		3	
12~13	40	40					2	20	14		4	
13~14	27	27					2	14	9		2	
14~15	14	14					3	6	3		2	
15~16	17	17					4	5	7		1	
16~17	25	25					5	12	7		1	
17~18	17	17					2	7	8			
18~19	8	8					2	4	2			
19~20	24	23				2	3	6	10		2	1
20~21	12	12				1	2	5	4			
21~22	35	35					8	15	9		3	
22~23	46	46				2	6	21	15		2	
23~24	49	48				3	6	23	16			1
24~25	25	23				1	2	12	7	1		2
25~26	33	33					5	23	4	1		
26~27	20	20				3	4	9	1	3		
27~28	29	29				2	11	11	5			
28~29	27	25				3	5	9	7	1		2
29~30	11	11				3	7		1			
30~31	27	27				8	5	10	4			
31~32	19	19		1		3	4	9	2			
32~33	10	10				1	3	4	2			
33~34	10	10				2		5	3			
34~35	16	15			2	4	3	5	1			1
35~36	28	28		1	1	8	6	7	5			
36~37	30	28	1	3	3	6	7	6	2			2
37~38	22	22			1	6	4	4	7			
38~39	21	21			1	3	5	9	3			
39~40	23	23				4	4	7	8			
40~41	11	11				2	3	4	2			
41~42	22	22				3	5	13	1			
42~43	0	0										
43~44	0	0										
44~45	0	0										
平均	18.0	18.0	36.0	34.8	35.8	31.8	27.0	22.8	17.2	25.8	3.9	19.6

※ 再任用職員は含まず。

職員の表彰

区分	計	叙位・叙勲	消防庁長官						県知事		市長	局長	日本消防協会会長				宮城県消防協会会長				
			功績章	顕彰状	表彰状	功劳章	永年勤続	国際協力	功勞章	永年勤続			特別功労章	功績章	精績章	勤続章	功績章	功劳章	永年勤続章	勤続章	表彰状
計	8,709	191	1	4	3	39	176	10	15	1,045	1,250	1,490	1	29	90	712	401	7	879	1,094	1,272
平成27年度	222	16				2	8			32	18	32		1	4	21	11		20	32	25
平成26年度	281	13				5	7			51	11	52		1	4	11	11		27	48	40
平成25年度	262	16					9			48	13	47		1	4	11	11		26	49	27
平成24年度	189	11				2	8			22	18	45		1	4	16	11		12	25	14
平成23年度	267	11				1	8			34	32	57		1	4	32	11		24	34	18
平成22年度	243	15				3	8			22	32	51		1	4	30	10		21	20	26
平成21年度以前	7,245	109	1	4	3	26	128	10	15	836	1,126	1,206	1	23	66	591	336	7	749	886	1,122



職員の公務災害発生状況

区分	合計	災害活動中	訓練中	業務遂行中	体力鍛成中	その他	通勤災害
平成27年度	9	4	3	1			1
平成26年度	20	4	6	4		2	4
平成25年度	19	6	7	1		1	4
平成24年度	12	5	4	1		1	1
平成23年度	25	8	3	8		4	2
平成22年度	11	3	5	2			1
平成21年度	7	2	3		1		1

※ 公務災害の認定を受けた年度で計上している。

職員の資格取得状況

(平成28年4月1日現在)

資 格		人数	資 格		人数	資 格		人数
大型自動車運転免許		778	危険物取扱者	甲種	18	火薬類取扱保安責任者		4
無線従事者	通信士	13		乙種	729	産業廃棄物管理責任者		18
	特殊無線技士	805		丙種	224	船舶操縦士		177
アセチレンガス等溶接資格者		18	消防設備士	甲種	16	潜水士		88
高圧ガス製造保安責任者		29		乙種	122	クレーン資格者		146
車両系建設機械	整地等	34	2級自動車整備士		2	玉掛資格者		134
	解体	32	2級建築士		1	衛生管理者		61